

国立市公共施設再編計画(案)

【 たたき台 】

2020(令和2)年

目次

| | |
|-----------------------------------------------|----|
| I. 基本的事項 | 1 |
| (1) 計画策定の目的 | 1 |
| (2) 計画策定の視点 | 1 |
| 1) 新たなまちづくり | 1 |
| 2) 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画 | 1 |
| 3) 総合管理計画の具体化 | 1 |
| II. 計画の位置づけ(各計画との関係性) | 2 |
| (1) 公共建築物関連計画等の主な内容 | 2 |
| (2) 計画期間と改訂 | 2 |
| III. 計画のマネジメント | 3 |
| (1) 全庁的な取組み体制 | 3 |
| (2) 計画の進行管理 | 4 |
| 1) 計画の評価方法 | 4 |
| 2) 公表と計画の見直し | 5 |
| IV. 基本的考え方 | 6 |
| (1) 将来を見据えた検討 | 6 |
| (2) “ありがたい姿、あるべき姿を考える手法” ～ バックキャストイング ～ | 6 |
| (3) 公共施設等マネジメント基本方針 | 7 |
| (4) 検討における留意事項 | 9 |
| V. 公共施設再編の考え方 | 10 |
| (1) まちづくりの基本 | 10 |
| 1) 誰もが暮らしやすいコンパクトなまち | 10 |
| 2) 圏域の設定 | 12 |
| 3) 圏域内で提供されることが望ましい基本サービス | 14 |
| 4) 国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画 | 16 |
| (2) 国立市のまちづくりのビジョン | 17 |

| | |
|------------------------------|--------|
| VI. 施設と圏域の現状と課題 | 22 |
| (1) 全市施設と地域施設 ～計画対象施設～ | 22 |
| (2) 全市施設の再編 | 25 |
| (3) 地域施設の再編 | 30 |
| 1) 北圏域..... | 35 |
| 2) 西圏域..... | 39 |
| 3) 矢川圏域..... | 43 |
| 4) 東圏域..... | 47 |
| 5) 富士見台圏域..... | 51 |
| 6) 谷保圏域..... | 57 |
| 7) 連結圏域..... | 61 |
| (4) 他市施設の相互利用 | 65 |
| VII. 施設類型ごとのマネジメント | 66 |
| (1) 行政系施設 | 66 |
| 1) 市役所庁舎..... | 66 |

I. 基本的事項

(1) 計画策定の目的

本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した『国立市公共施設等総合管理計画』（以下、『総合管理計画』という。）を、2017（平成29）年3月に策定し、魅力的なまちづくりにより流入人口を増やし、増えた税収を公共施設等に再投資することで、より一層魅力的なまちにしていくという好循環を目指すこととしています。

本計画は、「公共施設等マネジメント基本方針」及び「数値目標」を実現する目的で策定するものです。そのため、最適配置や更新の考え方を踏まえ、計画的な再編に繋げるための方針や方向性を示すとともに、工事や各種の検討時期等の行動計画を提示しています。

(2) 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点を重視することとします。

1) 新たなまちづくり

公共施設等の更新においては、単独施設ごとの検討ではなく、地域、あるいは全市的な将来ビジョン（＝まちづくりの視点）を持って取り組む必要があります。

公共施設の更新は、施設という側面でまちを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、という考えを踏まえて取り組むことが不可欠となります。「公共施設の再編は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからの在り方を検討していきます。

2) 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画

公共施設の再編には長期的な期間を要すとともに、地域の特性に合わせたビジョンが必要です。計画策定にあたっては、これらを基にした各分野の施策と合わせた視点が重要です。

3) 総合管理計画の具体化

総合管理計画で定めた施設類型毎の方向性をより具体化し、特に直近の第1期（2021（令和3）～2027（令和9）年度）の7年間における事業計画を定めます。

公共施設等マネジメント基本方針に沿い、最終的には3つの目標値の実現を目指すものとします。

【総コストの縮減】 <目標1> 延べ床面積を今後50年間で19.3%縮減

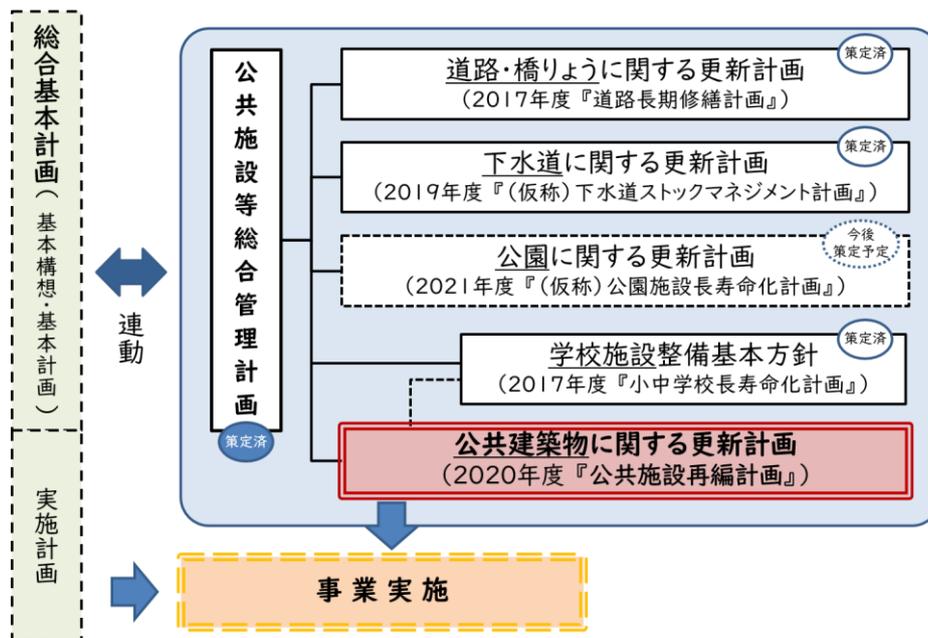
<目標2> 管理運営費を3%縮減（年間1.17億円相当）

【財源の創出】 <目標3> 年間0.37億円の財源を確保

Ⅱ. 計画の位置づけ(各計画との関係性)

本計画は、『総合管理計画』の「個別施設計画」の一つに位置付けられ、「公共建築物」を対象とします。

図表1 計画の構成と位置づけ



(1) 公共建築物関連計画等の主な内容

| | |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 公共施設白書 (2016(平成28)年3月) | 公共施設の運営に関わる基礎データを収録したもの。 2014(平成26)年度のデータによる改訂版。 |
| 公共施設保全計画 (2015(平成27)年5月) | 技術的見地から見た公共建築物の老朽化状況と建設に関わる コスト、保全計画年表をまとめたもの。(保全方針・基準) |
| 公共施設等総合管理計画 (2017(平成29)年3月) | 主に人口・財政の面から超長期視点で行政運営に影響を及ぼ す状況を総体的に判断し、マネジメントの方針を示したもの。 |
| 公共施設再編計画 (本計画) | 総合管理計画に基づき、中期における事業の各事務実施時期や 方針、計画の具体的検討内容を示すもの。 |

(2) 計画期間と改訂

市の上位計画である『総合基本計画』との整合性・連動性を担保するため、基本構想の計画期間(2016~2027年度)と足並みをそろえ、2021(令和3)年度から2027(令和9)年度の7年間を本計画の計画期間とします。ただし、『総合管理計画』が見直しとなるときや、『実施計画』など他の計画と本計画に調整が必要な場合等にも、随時、見直しを行います。

Ⅲ. 計画のマネジメント

(1) 全庁的な取組み体制

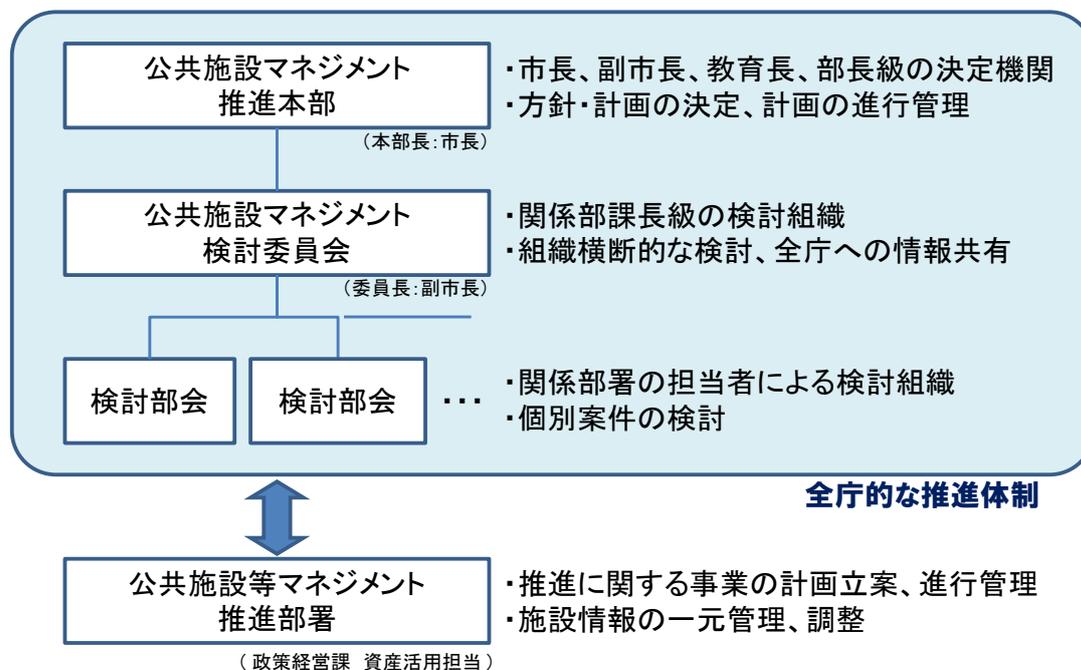
公共施設のマネジメントを推進するためには、公共施設に関する情報を組織横断的に把握し、経営資源として統括的に全庁を挙げて管理していく必要があります。現在は、政策経営課が中心となり建築営繕課を始め、施設所管課と連携して取組みを進めています。

また、各部署間の連携を強化するとともに幅広い視点から検討するため、全庁横断的な推進体制として公共施設マネジメント推進本部、公共施設マネジメント検討委員会、検討部会という3階層の推進体制を整えています。

公共施設マネジメント推進本部は市長を本部長とする最上位の意思決定機関として、方針や計画の決定、計画の進行管理を担います。その下部に位置付けられる公共施設マネジメント検討委員会は関係部署の部・課長級職員で構成され、組織横断的な検討や全庁への情報共有を推進します。また、必要に応じて関係部署の担当者で構成する検討部会を設置し、個別案件の詳細な検討を行います。

なお、本計画に掲げた取組みを全庁挙げて推進していくためには、全ての職員が公共施設マネジメントの必要性を理解することが必要であることから、今後も各年度における方向性に合わせた内容の職員研修、職員の意識向上に努めていくことが重要です。

図表2 庁内マネジメント推進体制図



(2) 計画の進行管理

『総合管理計画』で掲げる数値目標の実現を目指し、本計画では施設別の方向性や工程表と照らし合わせることで、PDCA サイクルを回し計画の進行管理を行っていきます。

1) 計画の評価方法

本計画の進捗状況の評価については、次の二通りの考え方によって行います。

①単年度単位の実績の評価

本計画においては、個別施設毎に計画期間中の工程表を示し、年度単位で具体的な工事等の予定を記しています。この年度単位の具体的な取組の目標を、予定通り実施できたかについて毎年度チェックし、翌年度の予算編成に反映させることで、毎年 PDCA サイクルを回して着実に計画を実行していくこととします。

②中長期的な視点での成果の評価

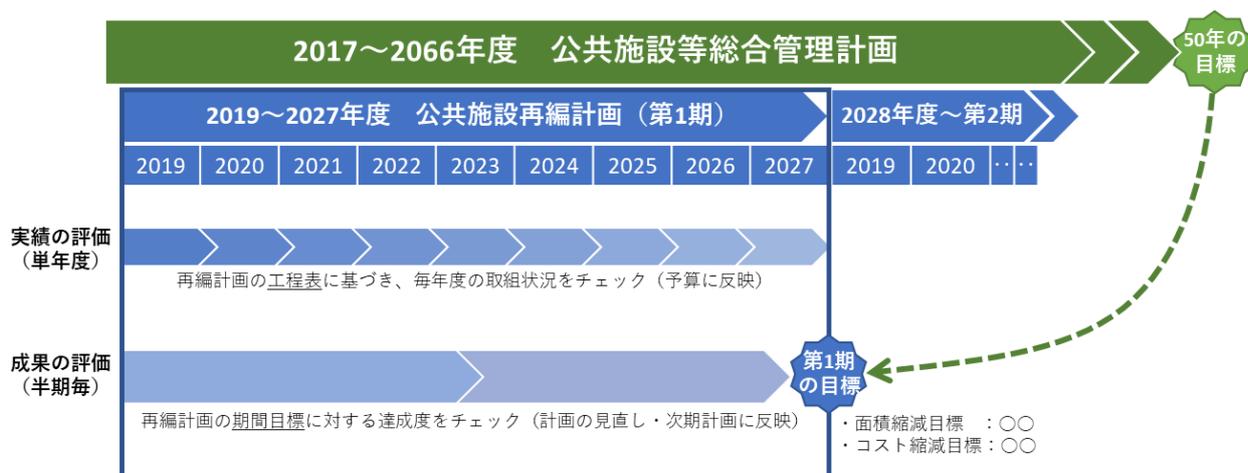
本計画は、2017 年度から 2066 年度までの 50 年間を計画期間とする『総合管理計画』の中で、2021 年度から 2027 年度の7年間を計画とした第 1 期の「個別施設計画」として位置付けられています。この再編計画を概ね 10 年ごとに更新していきながら、50 年間の超長期にわたる『総合管理計画』の目標の実現を目指すこととなります。

したがって、『総合管理計画』で設定している数値目標に対して、第 1 期の 2021 年度から 2027 年度までの7年間でどこまでの達成を目指すのか、その達成度をチェックすることで、中長期的な成果を管理していくことが重要となります。

『総合管理計画』においては、財政的に持続的な公共施設マネジメントを実現するために、公共建築物について、延床面積を 50 年間で 19.3%縮減し、年当たりのコストを 10.31 億円縮減する目標を立てています。

この中長期的な視点での目標の達成度については、本計画の中間時点で中間評価を行い、必要な修正を行った上で、最終年度に最終評価を行い、第 2 期の再編計画策定につなげていくこととします。

図表3 計画の評価のイメージ



2) 公表と計画の見直し

この計画の進行管理は公共施設マネジメント推進本部において行い、市議会へ報告するとともに、市のホームページ等でも公表します。これらの取組みに加え、審議会等の第三者機関による進行状況の確認についても検討します。

また、社会経済情勢の変化や法制度の変更等により計画の前提条件が大きく変わった場合や、毎年度の進行管理を行う中で目標と実績のかい離が著しくなった場合などには、適宜計画の見直しを行うこととします。

IV. 基本的考え方

(1) 将来を見据えた検討

公共施設の再編は市にとって過去に経験したことのないものです。現在ある公共施設の多くは市政 50 年の中で当時のニーズや社会情勢、それらに基づく政策によって造られてきました。今後はそれらの成り立ちを理解しながらも、これからの国立市を考えた“まちづくり”の一環として造っていく必要があります。

これから整備していく公共施設は将来に渡って使われていくものであり、建物であれば最長 80 年にもなります。現在のニーズや施設機能だけをみて新たな施設を決めていくのではなく、新たな時代のニーズへも適切に対応できる可変性も想定した、将来の完成形（ありたい姿）を考えながら進めていくことが最も望ましいと考えます。

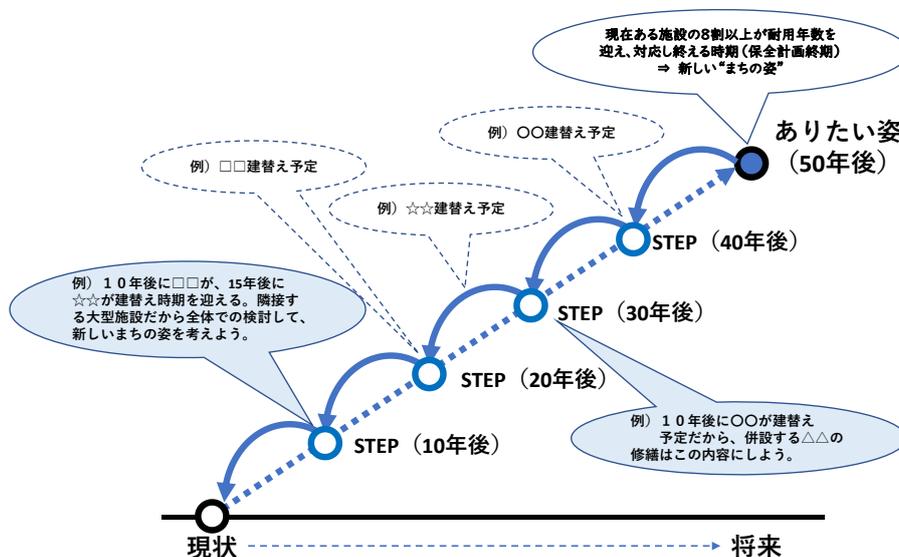
(2) “ありたい姿、あるべき姿を考える手法” ～ バックキャストिंग ～

現在の公共施設マネジメントにおける“ありたい姿、あるべき姿”とは 50 年後の市民にもニーズを捉えた魅力的な施設を提供することです。しかし、50 年後の姿を考えながら進めていくといっても、過去に経験したことのない公共施設の再編は非常に大きく困難な課題と言えます。

その様な課題や、新しい取組みを検討する手法として「バックキャストिंग」というものがあります。これは、目標達成のために何をしなければならないか、どのような判断をすべきかという視点で時間的逆方向により検討する手法です。

公共施設でいえば、今できる対策（保全や長寿命化）だけを考えるのではなく、市民ニーズに対応した公共施設をどのように整備・維持していけば良いか、そのために今何をすべきか、何が出来るとかという考え方で検討することであり、本計画ではそのような視点で検討を行っています。

図表4 バックキャストिंगの考え方



(3) 公共施設等マネジメント基本方針

公共施設の更新問題という課題を踏まえつつ、まちの将来像として掲げた「文教都市 くにたち」を実現するため、総合管理計画では、下記の3つの基本方針が設定され、今後の公共施設等マネジメントの取組みは、この基本方針に基づいて行っていくこととされました。

【基本方針1】 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

老朽化した公共施設等の維持・更新には多額の費用が必要となりますが、今後、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展により財政状況が一層厳しくなることが見込まれています。今後は、様々な取組みにより財源を確保し、限られた予算の中で優先順位を付けて、市民ニーズを捉えた行政サービスを提供していかなくてはなりません。そのためには、目指すまちの将来像「文教都市くにたち」を実現するにあたり必要な行政サービスを提供するため、今後も継続的に使用していくと判断される施設については、計画的な保全・更新を行い、安心・安全な状態で保ち続けることが必要となります。また、新しく施設を整備する場合には、安定した財政運営との両立を図りながら、まちの魅力を高める施設とすることにより、国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくことを目指します。

【基本方針2】 規模・配置の適正化

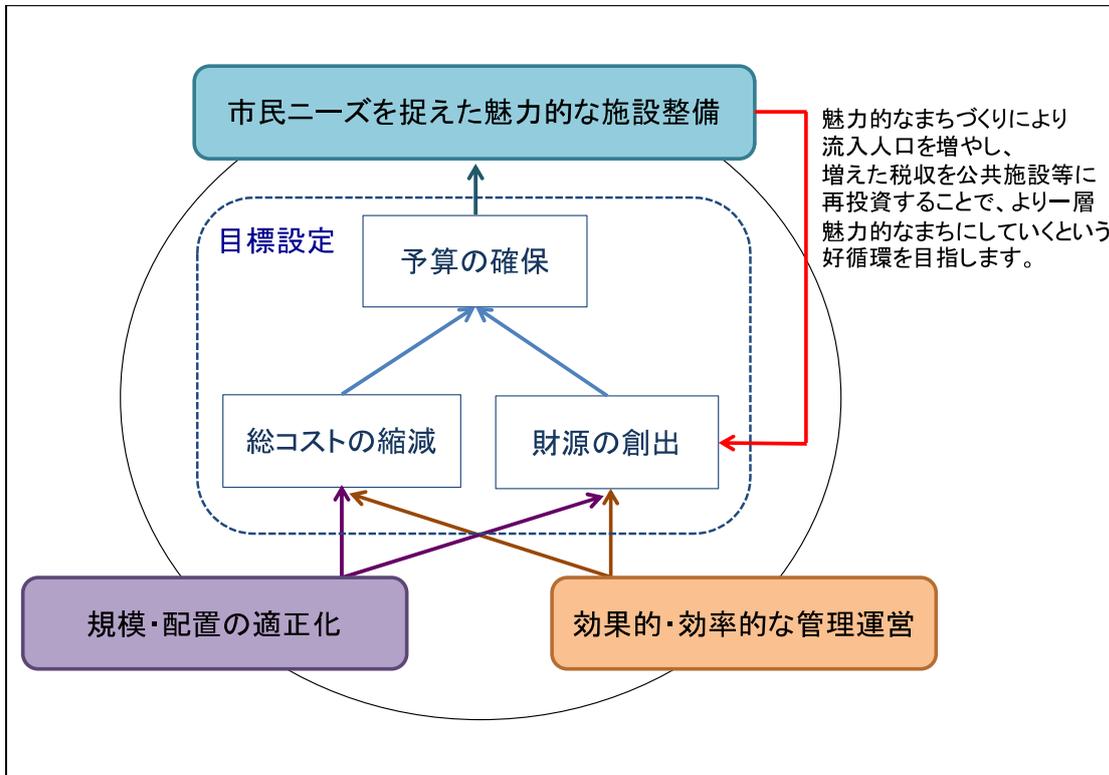
公共建築物については、複合化や多機能化といった手法を用いることにより規模・配置の適正化を図り、総量は削減しつつも機能は維持・向上させることを目指します。また、インフラ施設は市民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であるため、厳しい財政状況下にあっても縮減や廃止が難しいという性質があります。しかし、社会情勢の変化により必要性が薄れたものについては、施設の廃止や計画の見直しを行うなど、人口減少社会の到来を踏まえ、規模・配置の適正化を図ります。

【基本方針3】 効果的・効率的な管理運営

限られた予算の中で、市民ニーズを捉えた行政サービスを提供していくためには、効果的・効率的な維持管理や運営を行うことで総コストを縮減すると同時に、受益者負担の適正化などの取組みにより新たな財源を創出することが求められています。今後は、先進的な取組事例を調査・研究して取り入れるほか、民間事業者のノウハウや資金を積極的に活用することで、市民サービスの向上と経費の削減を図っていきます。

次頁の図表5は、基本方針で掲げた3項目の関係性を示したものです。「規模・配置の適正化」や「効果的・効率的な管理運営」の取組みを進めることにより、「総コストの縮減」、「財源の創出」を目指します。そして、市全体のまちづくりの視点も持ちながら「確保した予算」を必要な公共施設等の維持・更新や管理運営のために投資することによって、「市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備」を行い、安全なインフラや魅力的な公共建築物を将来世代へ残していきます。

図表5 3項目(基本方針)の関係性



■市民ニーズとは

行政サービスに対して市民のみなさまから求められる役割には様々なものがあります。そのうち、人が生きていくための必需的なものを「ニーズ(needs)」、そのニーズを超えた選択的なものを「ウォンツ(wants)」とする考え方があります。そうした場合、家庭やコミュニティでまかないきれない「ニーズ」は公共部門が担い、「ウォンツ」は民間部門が担うという役割分担を基本とします。しかし、その境界は必ずしも明確ではなく、実際にはその中間に位置付けられるものもあります。

本計画における「市民ニーズ」とは、人が生きていくために必要で、かつ公共部門が担うべき「ニーズ」を基本としつつ、中間に位置付けられるものの一部も含むものと捉えています。この「市民ニーズ」について考えることは、行政サービスと税負担の在り方の再検討につながるものと考えます。

(『総合管理計画』Ⅲ章.2 公共施設等マネジメント基本方針より抜粋)

(4) 検討における留意事項

ありたい姿は目指すべき理想の姿です。一方で必要以上のものを求めてしまうことがあります。

総合管理計画の3つの目標値の実現や、以下の留意事項を始め、地域特性なども踏まえて“ありたい姿”を考えることが重要です。

①人口減少

国立市の人口は微増していますが、年齢別人口で見ると若い世代では減少している状況です。

公共施設の中でも特に建築物は、規模が大きくなり容易に規模の縮小や機能転換（コンバージョン）ができないうえに、企画・設計から解体までの生涯費用（ライフサイクルコスト）は数十億円、規模が大きくなれば100億円を超える場合も想像できます。

『学校施設整備基本方針』では児童・生徒数の推計値を踏まえ、将来的に小学校・中学校共に校数を減らすことの必要性を伝えています。人口減少が単に利用者の減少だけでなく、将来世代に掛かる建設費用の負担増加にもなることを行政と市民が共通認識として理解しなければなりません。存続や建替えありきの議論から始めるのではなく、人口推計などを十分に考慮し、検討していくことが今後の計画において重要です。

この場合の留意点として、施設の減少等はあっても、そのサービスの水準は落とさないように努めることが必要となります。

②財政課題

人口減少と比例して考えることが税収の減少です。

現在ある公共建築物を維持・運営するために年間約51.9億円もの費用が掛かっています。現在の人口で考えても全ての施設を同規模で建替え、維持・運営していくことは非常に困難であり、人口減少が予測される将来は一層厳しい状況です。

長期的な整備計画を見ながら多角的に事業手法の検討・選定を行うとともに、低・未利用地については貸付や売却などを積極的に検討していく必要があります。

③建物寿命

現代の施工技術、部材等の品質で建てられる建築物は非常に高品質であり、建築後の維持・管理を適切に行えば鉄筋コンクリート造（RC造）で80年～100年の耐用年数があります。これから造られる建物が将来世代も使うこと、時代が変われば建物に要求されるものも変わることを念頭に、維持保全と用途変更などがし易い施設となる様、設計の段階から意識した検討が求められます。

V. 公共施設再編の考え方

(1) まちづくりの基本

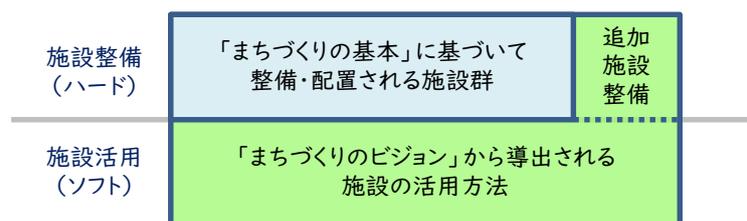
具体的な公共施設の再編を行う上では、単に個別の施設ごとに検討するのではなく、地域全体あるいは市全体のまちづくりをどうしていくか、というビジョンを持って取り組む必要があります。その一方で、公共施設の寿命（ライフサイクル）は数十年に及ぶことから、公共施設の再編には長期的な視点が不可欠で、今後の住民の変化や社会の変化に柔軟に対応できるように、公共施設を合理的に設計・配置することも重要です。

家づくりでは、施主さんの希望を大切にすることは重要ですが、家を長く使ってもらうためには、住む人が変わっても不自由なく暮らせるような合理的な構造（合理性）を家が有していることも重要でしょう。まちづくりでも同じことが言えると考えます。

本章では、まず、「限られた財源の中で、どのような人が住んでも暮らしやすいと感じられるような合理的なまちづくり」を行うことを「まちづくりの基本」と呼び、そのあり方について整理します。そして、その基本構造を踏まえて、現在の国立市が掲げる「まちづくりのビジョン」を実現するために必要な公共施設の再編のあり方について整理します。

図表6が示すように、「まちづくりのビジョン」は、一般に「まちづくりの基本」に基づいて整備・配置される施設群をうまく活用して実現していくものと説明できますが、ビジョンを実現するために追加的な施設整備が必要な場合もあるでしょう。なお、「まちづくりの基本」の背後にも「まちづくりの基本的なビジョン」があると考えられます。

図表6 まちづくりの基本とまちづくりのビジョン



1) 誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

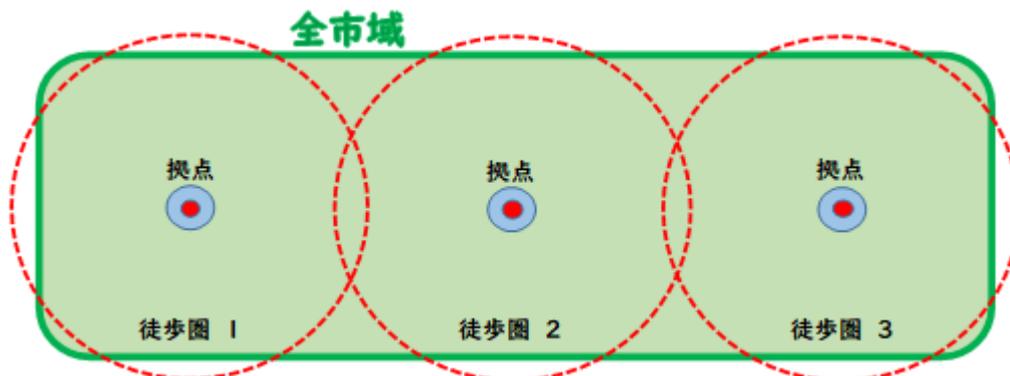
まちづくりにおける合理性として重視するのは、多様な住民が生活しやすいと感じる「暮らしやすさ」、そして限られた資源を有効に活用する「効率性」です。この2つの特性をバランスよく満たすと考えられるのが、「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」です。

効率性の観点からは、多くの人々が日常生活で日々利用するサービス（以下「基本サービス」と言う）が提供される場所が「まちの中心」に集約化されると、規模の経済性（利用者数が大きくなるほど利用者一人当たり費用が低下するという特性）が働くため、効率的になることが知られ

ています。コンパクト化と呼ばれる効率化の手法ですが、「まちの中心」から離れている人にとっては、暮らしにくくなるという問題が起こります。特に、小さい子どもや高齢者にとっては、基本サービス(場や機会なども含む)を利用するための時間的・金銭的費用が大きくなります。つまり、基本サービスの提供拠点を一箇所に集約した「コンパクトなまち」は「誰もが暮らしやすいまち」とは言えなくなってしまいます。例えば、図表 7 の緑色のエリアで示された市域で、住民が均一に住んでいるとすれば、基本サービスの提供拠点が徒歩圏2の中心(拠点)だけであれば「コンパクトなまち」と言えそうですが、そこから離れて住んでいる人たちにとっては「暮らしやすいまち」とは言えないでしょう。

このように「暮らしやすさ」と「効率性」は両立させることが難しいため、そのバランスが重要になりますが、財政が厳しくなる状況で効率性への要請は強まっています。その際、有効と考えられるのは、ほとんどの住民が徒歩圏内で基本サービスを利用できるという「暮らしやすさ」を確保することを前提(制約)として効率的にまちづくりを行うという考え方です。

図表7 誰もが暮らしやすいコンパクトなまちの概念図



基本サービスの提供拠点が例えば 800m 以内であれば、ほとんどの子どもや高齢者が歩いていけると考えられます(日常の行動範囲として歩行で移動できる範囲の目安として、800mを想定するのは、国土交通省の「都市構造評価ハンドブック」でも一般的な徒歩圏とされているからです*)。そこで、半径 800m の円を徒歩圏と考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市をカバーし、各徒歩圏の中心に基本サービスの提供拠点を置くと「誰にとっても暮らしやすいコンパクトなまち」ができるのではないかと考えました。図表 7 では、3つの徒歩圏で市域のほとんどの地域をカバーできますので、基本サービスの提供拠点までの距離は市域のどこに住んでいても概ね徒歩で行けることがわかります。

しかしよく見ると、800m 徒歩圏でカバーされていない地域があります。また、川、線路、幹線道路、坂道などがあれば、800m 圏内であっても徒歩で行くことが難しい場合もあります。市をカバ

*1) 『都市構造評価ハンドブック』(2014(平成26)年8月 国土交通省都市局)
一般的な徒歩圏を 800mとしているが、ターゲットによって異なる。例) 高齢者の一般的な徒歩圏は 500mとしている。

一する徒歩圏の数を図表4のように3つではなく、4つ、5つと増やして行けば、全ての地域から完全に徒歩で行くことができるようになるかもしれません。しかし、基本サービスの提供拠点も増えるため、効率性(コンパクトさ)が失われてしまいます。

図表7のケースでは、800m 徒歩圏からはみ出る地域があり、その地域に住む人には少し不便をかけてしまうため、何らかの補完する考えを持つ必要がありますが、図表7のように3つの徒歩圏で市をカバーして、それぞれの中心地で基本サービスが提供されるようにするまちづくりを行うことには、合理性があると思われます。「基本サービスの提供拠点」を中心とする徒歩圏を以下では「圏域」と呼び、そのような圏域をどのように設定したらよいかについて次に考えてみたいと思います。

2) 圏域の設定

暮らしやすさと効率性は両立させることが難しいため、図表7の例が示唆するように、圏域の設定は難しい作業です。さらに、市にはすでに様々な施設が存在しており、白紙に絵を描くように圏域を設定することはできません。むしろ、まちの現状を考えると「基本サービスの提供拠点」には制限があり、それを中心とする徒歩圏(半径800mの円)を考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市全体をカバーすることを目指す必要があると考えます。

このような観点から次に考えなければならないのは、「基本サービスの提供拠点」としてどこを想定するかですが、特に公共施設の再編という観点から、圏域の中心となる「基本サービスの提供拠点」を考えた時、最も自然な現在の公共施設は小中学校でした。

- ① 学校は、子どもたちが歩いて通うことを想定し、市をカバーするように点在している。
- ② 敷地が比較的広く、他の公共施設を併設するだけのキャパシティがある。
- ③ 災害時の避難場所となる公共施設である。

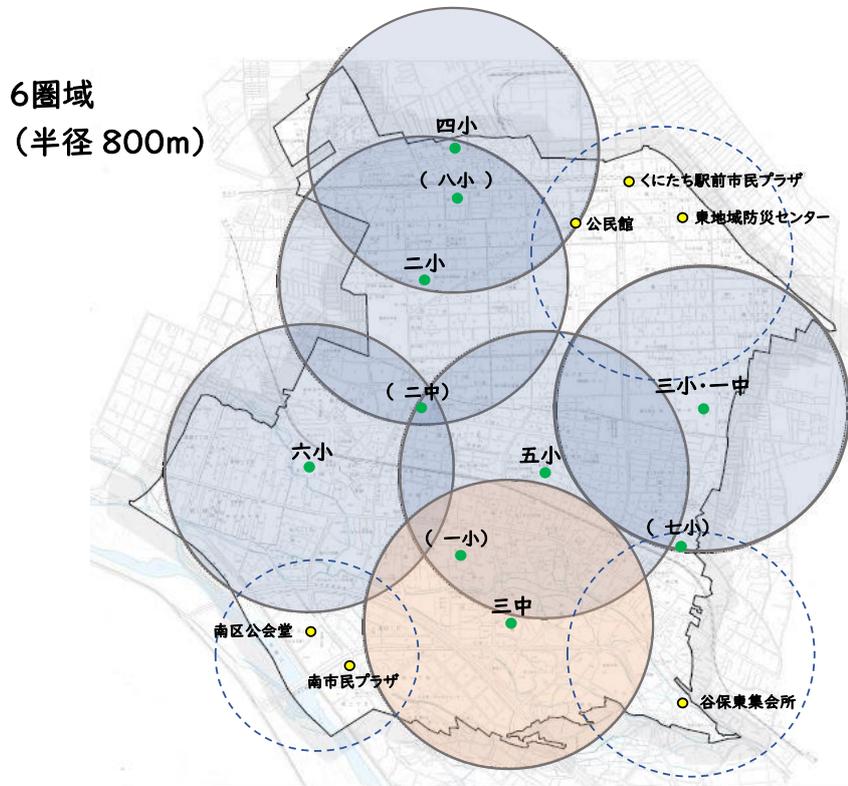
学校が①の特徴を持つことは、学校が圏域の中心となるにふさわしい公共施設であることを強く示唆しています。②の特徴は、国立市の『総合管理計画』の中で示された公共施設の集約化・複合化という基本的な考え方と整合的です。そして③の特徴は、公共施設の学校への集約化・複合化を進めることで、災害時にも多様な住民の受け入れを行いやすくなることを示唆しています。

歴史的にも、学校は多くの住民にとって愛着のある地域の中心的な場所でした。今なお、地域のお祭りが行われる学校も少なくありません。地域住民が子どもたちの教育や放課後の活動を支援する学校や、コミュニティ・スクール*2)として地域住民が積極的に運営に参加する学校も日本全国で数多く生まれています。また、学習指導要領や社会教育法の改訂などによって、今後ますます地域とともにあることが求められ、多くの学校は改築に際しては学校教育以外の様々な機能を付加する必要性が高まっています。そして、良い学校がある地域には、子育て世代が移り住んできたり、住み続けたりすることもよく知られています。

*2) コミュニティ・スクール: 地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校

2017年4月から教育委員会に導入の努力義務化がされ、2018(平成30)年4月現在、全国で5432校が指定されている。(文部科学省発表)

図表9 圏域が6個のケース



図表6が示すように、上記の6つの圏域を設定した場合、それらでカバーできない地域が生じますが、そのような地域でも学校以外で中心的な公共施設となりえる施設が存在していることがわかります。それらを整備・活用することで、学校を中心とする6つの圏域と同等の住みやすさを感じてもらえるのではないかと考えました。なお、このような圏域の設定は「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」にするという観点から合理的と考えられたものであり、(子ども数や地域社会の変化に基づいて議論されるべき)学校や自治会組織の再編などとは基本的に別の話であることに注意が必要です。

3) 圏域内で提供されることが望ましい基本サービス

合理的なまちづくりという観点から、最後に明確にしておく必要があるのは、圏域(徒歩圏)で提供されることが期待される「基本サービス」のリストです。公共施設の再編計画を作る際に考慮すべき「基本サービス」の中心となるのは、自治体が提供・関与しているサービスですが、純粋に民間企業等が提供しているサービスであっても、日々の生活の上で必要性が高いと思われるものについては、「基本サービス」の一つとして考慮すべきでしょう。

基本サービスを、圏域内ですべて提供しなければならないとするのであれば、そのリストは短くする必要がありそうです。しかし、圏域を設定することの目的は、暮らしやすいと感じられるまちづくりです。したがって、「基本サービス」は比較的幅広く定義し、それらは圏域内で提供されること

が望ましいという「努力目標」とすることで、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みが継続的に行われることが期待されます。

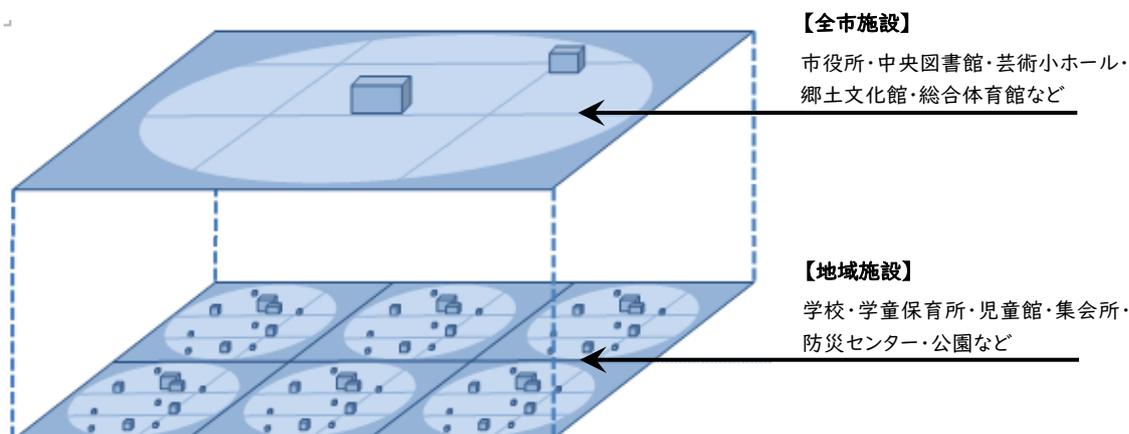
さらに、「基本サービス」のリストは、まちづくりのビジョンと大きく関わります。基本的なリストはそれほど大きく変わらないと思いますが、今後、例えば外国籍の住民が増えた場合、そのような住民にとっての基本サービス（例えば母国語での相談サービスなど）を圏域で提供することが、まちづくりのビジョンとして掲げられるかもしれません。外国籍の住民がそこまで多くないならば、外国籍の住民が必要とする基本サービスは、市の1~2箇所で提供するということが、効率性の観点からは合理的と考えられるでしょう。

各圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストは、国立市が今後直面する状況に応じて、そして国立市のまちづくりのビジョンに応じて、変化することになるでしょう。ライフサイクルが長い公共施設の再編計画においては、今後のまちの変化やビジョンの変化にも対応できるような柔軟性が存在することが重要です。国立市を圏域に分けて、それぞれの圏域で基本サービスを提供するという考え方は、そのような柔軟性と効率性を併せもつ合理的なまちづくりの考え方でもあります。

次節では、本節で展開した合理的なまちづくりの考え方が、現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的であることを確認した上で、現在の国立市のまちづくりのビジョンを実現するために、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストと、それらを提供するための施設について具体的に考えてみたいと思います。

なお、これまでの考察は、各圏域での提供が望ましい基本サービスのための公共施設と、市全体で配置を考慮することが望ましい公共施設が存在することを示唆しています。再編計画においても、図表7のように、圏域ごとの公共施設の再編計画を基本階層（レイヤー）としつつ、市全体で配置を考慮することが望ましい公共施設の再編計画をその上位の階層として、国立市の公共施設の再編計画を作成することが有用と考えられます。

図表10 全市施設による補完イメージ



4) 国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画

学校を中心とする6つの圏域を設定することが、合理性の観点から望ましいと考えられるとしても、それが現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的でなければ良い再編計画とは言えないでしょう。ここでは、現時点での国立市のまちづくりのビジョンを明確にし、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストとそれらを提供できる施設について整理し、公共施設の再編計画を作成するための基礎としたいと思います。

これからの公共施設のあり方で重要となる考え方の一つは、公共サービスとそれを提供する施設を切り離して考えることで、公共サービスを少ない費用で効率的に供給することが可能になるということです。たとえば、これまで市庁舎で発行していた住民票なども、現在はコンビニで発行してもらうことが可能です。学校という公共施設は、これまでは基本的に教育サービスのみを提供する場所でしたが、災害時の避難所の機能のみならず、子どもの居場所、地域住民の集会場所、住民の文化活動や健康増進活動のための場所などを提供する施設として活用することも考えられます。

新しい情報技術(IT)なども活用しながら、公共施設の集約化や複合化などを通じて、限られた財源の中で、質の高い公共サービスを効率的に提供することを目指すことが重要です。

(2) 国立市のまちづくりのビジョン

今後、国立市でも、少子・超高齢化が一層進展することが予想され、「子ども」から「高齢者」まで、全ての市民がふれあい、支えあう共生社会を実現していくというのが、国立市の基本的なビジョンとなっています。すべての市民が、安心して生活ができ、本市に居住することで充足感を得るために、子どもから高齢者までの地域包括ケアの実現が重要と考えられています。そのためには地域に住む住民同士が触れ合い、支えあうことが必要であり、多くの人が外出し、交流することが自然に成り立つ街づくりの施策が望ましいと考えられます。

その実現のために、施設整備の観点からは、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが身近な範囲で行われるような環境整備を行うこと、つまり「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがあるまちづくり」が理想的です。そこで、市民がどこに住んでいても歩いていける範囲に基本サービスが充足されていることが望ましいと考えられます。

さらに、今後も継続してまちの魅力を保つことが、市の基本計画を反映した再編計画を作成する上でも重要です。そのためには、子どもたちが健康に楽しく過ごせるまち、市を支える現役世代が充実感を感じながら心地よく暮らせるまち、子育てを望む市民が子育てしやすいと感じるまち、そして高齢者が地域で健康を維持しながら最後まで生きがいを感じられるまち、といった視点が重要です。いわば「生まれる前から亡くなるまで」の地域包括ケアが提供されることが重要というのが、現在の国立市のビジョンとなっています。

実は、市内の学校を中心とする6つの圏域を設定し、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりという、合理性の観点から導き出された基本コンセプトは、上述のような国立市のまちづくりのビジョンを実現しやすいコンセプトにもなっています。重要なのは、国立市のビジョンを実現するために、各圏域でどのような「基本サービス」が提供されたらよいかです。現在の国立市のまちづくりのビジョンは、今後とも大きく変わることはないと考えられますが、国立市に住む人たちが変わっていくと少しずつ変化していくところもあるでしょう。

長い寿命を持つ公共施設は、まちづくりのビジョンを実現するための物理的要素として、国立市に住む人の変化にも対応しやすい設計・配置とすべきです。「基本サービスが提供される最小数の圏域(学校を中心とする徒歩圏)で市をカバーする」という「まちづくりの基本」の考え方は、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストを「まちづくりのビジョン」に基づいて適宜見直し、施設の若干のリフォーム等を行うことで、国立市に住む人たちの変化にも柔軟に対応できる構造を持っていると考えられます。

○ ソーシャルインクルージョンの視点を持った圏域の実現

国立市ではすべての条例・計画の根幹としてソーシャルインクルージョンの理念^{*3)}に基づく基本条例^{*4)}を制定しています。圏域は、その視点を持った「お互いが見守り、支え合える地域」の実現を目指す1つの手段であると考え、ID ユニット(Inclusive Diverse Unit: IDU)と呼びます。また、ID にはアイデンティティ(自己認識・主体性・個性:Identity)の意味も込めています。

圏域の考え方や設定手順などについてはこれまで述べてきましたが、発想の原点は「(特に都市部における)住民相互の無関心や匿名性などの現実的課題を地域コミュニティの育成・醸成により克服する、現実的な生活の尺度による都市空間(都市構造)の形成」を目指した近隣住区論^{*5)}によるものです。

物理的要素の側面と共に、住民同士、住民と行政、あるいはその地域で活動する事業者や組織等の民間が対話しながら作り上げていくことが、地域特性(これが地域のアイデンティティとも言えます)を持った圏域であり、持続可能なまちづくりになると考えられます。

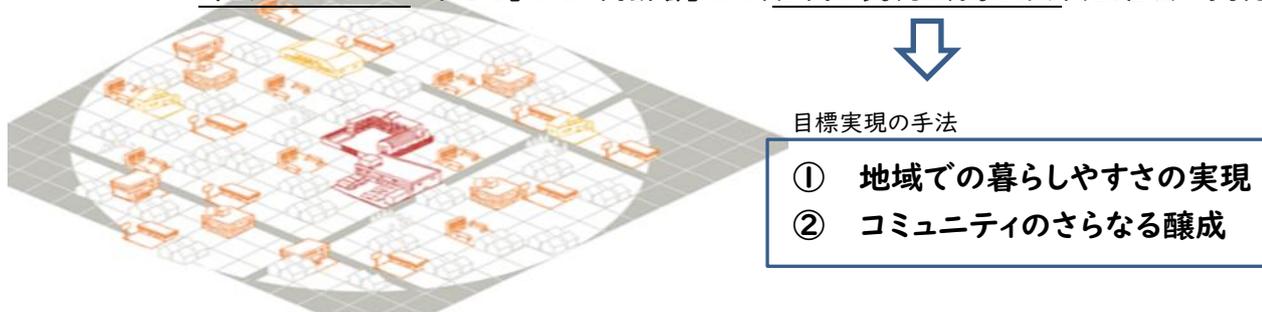
圏域の提案が、本計画を画一的な物理計画ではなく、地域における意思疎通のための一つの指針として活用されることを願い、期待しています。

図表11 ID ユニットのイメージ

“ IDU <インクルーシブ・ダイバース・ユニット> ”

■ 圏域の目標

◇ 外出をキッカケに「子ども」から「高齢者」まで、住民が交流し、支えあう共生社会の実現



実際に各圏域の方向性は、地域特性を踏まえた検討が必要となりますが、ID ユニットとしての主な視点(PIQ参照)を設定し、実現させていきたいと考えています。そのために、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が期待されます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を目指して基本機能を設定し、整備していきたいと考えています。

また、人が暮らしていく中でいい街にしようと考えた際は、コミュニティは必要だと考えます。人と人が、様々な世代・様々な思考を超えてつながることが重要で、そのためのきっかけを作ることが公共施設の再編においても求められると思います。

*3) “すべての人を社会的な孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合い共に生きる”という理念

*4) 『国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例』(2019(平成31)年4月1日施行)

*5) 『近隣住区論~新しいコミュニティ計画のために~』

①地域での暮らしやすさの実現

まず、ID ユニット内で日用品・生活品の購入、子育て・学童保育、かかりつけ医、災害時の避難・救援物資の援助などが実現でき、外出を誘引する環境整備が求められます。そのための施設として小学校、子育て・子育て施設、集会所や公園などの公共施設や商店、診療所などの民間施設も必要となります。今後はこれまで以上に民間事業者と連携を図ることが重要になってくるとともに、必要に応じて、前述したような民間施設の誘導という考え方も勘案すべきこととなります。

これらのサービスや施設は、「誰もが暮らしやすいまち」を実現するために徒歩圏内で提供されることが期待される「基本サービス」と考えられます。

以下で示す主な視点は、第5期基本構想で示すまちづくりの目標を実現するため公共施設再編の観点から考える暮らしやすさ実現のための基本サービスです。

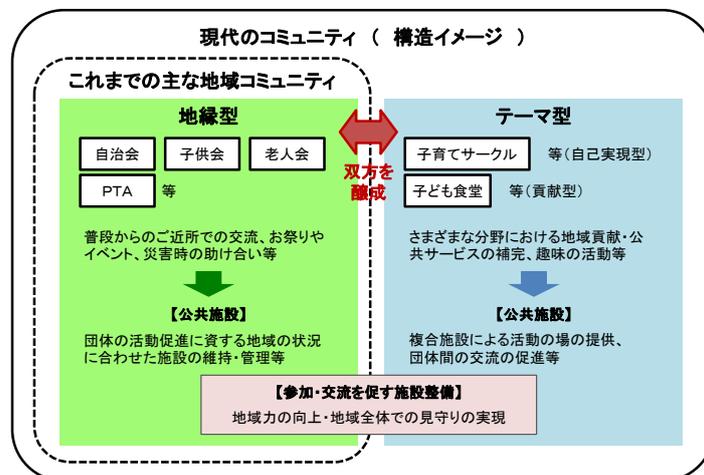
この基本サービスは国立市(市行政)単独では実現できません。各視点において、その目的を共にする民間組織との連携を図ることも実現に向けた重要な要素となります。

| 主な視点 | 必要な機能・望ましい方向性 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て 子育て | <p>国立市の未来をつくる子どもたちは、本市の「宝」であり、大人たちの「夢」であり、社会の「希望」です。第三次国立市子ども総合計画においては、「外出が楽しくなる安心・安全なまちづくり」「地域の力を活用した子育て・子育て支援」などを目指しています。</p> <p>○子育て（子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援）</p> <p>「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めることを目標としています。</p> <p>ここにゆとりをもった子育てができるようにするためには地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりが重要です。その為にも、できるだけ子どもと触れ合う時間をつくり、同世代、異世代の子ども同士が交流し、親同士も情報交換などができるような機会や気軽に行ける遊び場の設置を目指します。</p> <p>○子育て</p> <p>（すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを表現することを受けとめ、健やかな成長を支援）</p> <p>「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めることを掲げています。</p> <p>自分が家庭や友人や地域、社会から必要とされ、愛され、大切にされていることを実感できて、誰にでも「自分らしく」輝ける場所があることが重要です。</p> <p>子どもたちが主体的に学び成長できる安心・安全な場所づくりを目指します。</p> |
| 健康 | <p>市では健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小などの課題に対応するため、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実を目指しています。</p> <p>健康行動は環境や他人に影響されやすく、地域性があることが分かってきており、お互いに助け合い、信頼感を持って暮らしている地域は健康度が高いという傾向があります。</p> <p>更には、地域のつながりの強化、「良いコミュニティ」づくりは、健康づくりに貢献すると考えられており、また、健康でかつ医療費の少ない地域の背景には「良いコミュニティ」があることが指摘されています。</p> <p>その為にも、健康づくりに臨み、健康づくりに取り組みやすい環境をつくっていく必要があります。</p> |
| 医療 | <p>国立市地域医療計画において、医療体制を整備するだけでなく、地域コミュニティによる支えや、さまざまな生活課題を解決するための社会的処方も必要であるとしています。</p> <p>「日常療養、救急、入院・退院、看取り」の4つの視点から3つの基本理念を掲げ、10年後、20年後の地域を見据え、市民が生まれてから人生の最終段階まで、たとえ医療・介護が必要になっても、安心して暮らし続けることが可能なまちづくりの実現をめざします。</p> |
| 福祉 | <p>国立市地域包括ケア計画において、地域包括ケアシステム構築のための重点的取り組みの施策として、高齢者の日常生活支援の体制整備があげられています。具体的には、高齢者が歩いていける場所に、地域住民が交流できる場や何でも相談できる機能の整備を目標とします。現在、市内全体を8地区に分け、その各エリアに交流の場と相談機能を設けていくことを検討しています。</p> <p>また、「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち」を目標に、しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画において成果目標と評価を行っています。自立支援協議会や相談支援事業所連絡会など様々な組織体などと連携・協働を行いながら、よりネットワークを広げ、しょうがいのある人も地域で暮らしていける市の実現に向けて取り組んでいきます。</p> |

| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地 域 | より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化し、多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を展開し、地域の課題解決を図っていくことを目指します。 |
| 防 災 | 国立市防災計画において、市民の役割として地域の防災対策を推進するために普段から自主防災組織の結成に努めるとともに、自発的に防災対策活動を実践するよう努めることを求めています。また、地区居住者等が中心となり、住民参加による検討を踏まえて、自分たちの使いやすい計画を作成することも期待しています。 |
| 日 常 生 活 | 商店、スーパー、コンビニなど生活圏域の中で生活必需品を購入できる環境の維持・整備は、日常生活の中でも特に重要な視点であると考えられます。商品購入以外でも、地域の見守り役として様々な事例が報告されていることから、市民の生活を支える大切なインフラであると言えます。そのような認識の下、民間事業者との連携を強化していく必要があります。 |
| 公 園 | 地域におけるコミュニティ活動の場として、児童遊園をはじめとする公園等の活用も重要になってきます。令和元年度に市民、公園利用市内施設の管理者を対象に、公園利用実態調査(ニーズ調査)を行ったところ「児童遊園等面積が小さい公園を統合し、大きな公園にするよりも、小さい公園のまま、市民と市との協働による管理を行い、憩いの場として活用したい」という意見が多く挙げられました。 この結果を受けて、自治会など地域住民と市の協働により適切に管理されることを前提とし、比較的規模が小さな公園は「地域におけるコミュニティ形成の場」として活用される企画を考案していき、規模が大きな公園は盆踊りやお祭り等の地域行事に活用してもらうことで、既存コミュニティの強化と新たなコミュニティの形成に役立てられるように図っていくことを考えています。 |
| 道 路 | だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めるため、「東京都における都市計画道路の整備方針」に基づく優先整備路線の整備や広域的なネットワークとしての都市計画道路等の整備の検討、南部地域における狭隘道路整備を推進し、老朽化した道路の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。 また、多様な地域交通の充実を目指し、3つの鉄道駅を拠点とした公共交通アクセスの強化や移動制約者や移動困難者などが安全で安心して移動できるモビリティの確保に取り組んでいきます。 |
| 文 化 ・ 芸 術 | 国立市文化芸術推進基本計画では4つの基本理念と8つの基本方針を示しています。具体的施策の1つとして、芸小ホールや郷土文化館に限らず、小学校の改築や既存施設の改修時に併せてアート作品の設置、施設の歴史を知ってもらう取組を実施し、文化・芸術を通して施設に親んでもらうきっかけづくりの提供を掲げています。 地域等と相互に連携及び協働を図ることも方針の1つとしており、市民が文化・芸術を身近に感じられるような機会を提供できる環境整備に取り組んでいきます。 |

②コミュニティのさらなる醸成

図表12 現代におけるコミュニティ構造のイメージ



暮らしやすさに加えて、参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われることが重要と考えますが、そのためには圏域においてコミュニティの醸成を図ることが必然であると市では考えています。人と人のつながりは、勝手に作られるものではなく、きっかけを用意することが必要だと考えていて、そのために、「地縁型」と「テーマ型」といった二種類の視点で考えることが有用だと考えられます。

地縁型のコミュニティは伝統的な自治会や町会が代表的であるように地縁を中心とした形です。ご近所での交流や子ども会や防犯・防災活動などの普段からの交流や、お祭りやイベントを通じてともに活動し、互いを知ることで、災害時にも共助の役割を発揮するなど地域自治の基礎となってきました。今後も、市としてこういった地縁型のコミュニティの促進を行うことが必要です。

また、前述の“地縁型”のほかに“テーマ型”と呼べるような、活動内容を軸に形成されるコミュニティもあります。例えば、子育てや趣味、自己啓発などといった共通の関心を軸にした集まりや、子ども食堂のような地域における社会的課題の解決を目的として集まるコミュニティもあると考えています。

地縁型のコミュニティに関しては、それぞれの地域ごとに、拠点となるよう、これまでも考慮され、集会所や福祉館、防災センターなど、国等からの助成制度を活用する中で整備・配置されてきました。こういった地縁型コミュニティが、市といったような自治体が作られた基礎的な仕組みであり、今後も継承していくために、地縁型コミュニティの様態に応じて施設も維持していくことが必要です。

テーマ型コミュニティは活動内容によって必要機能が専門的で様々であり、その活動目的に応じた施設整備をすることが重要です。施設整備に関して他自治体を参考にすると、音楽や家庭科などの様々な専門的機能を有する特別教室がある学校施設を活用する事例が全国で数多く導入されています。国立市では第二小学校改築事業を皮切りに、今後、多くの学校が耐用年数を迎え、建替えの検討がされます。そのため、改築あるいは改修の時期に併せて、学校施設の複合化や機能の共用という考えを持って整備していくことは合理的であると考えられます。

伝統的なコミュニティを維持しながら、テーマ型の醸成を図り参加・交流促す施設整備をして、地域全体での見守り実現といったような地域力の向上を図っていくことが ID ユニットの考えに基づいた圏域の考え方として有効であると市では考えています。各小学校を軸に施設を集約することを基本にしながら、二つのコミュニティを尊重し、バランスを取りながら醸成していくことが重要だと考えます。

VI. 施設と圏域の現状と課題

(1) 全市施設と地域施設 ～計画対象施設～

この章では計画の対象施設となる施設の紹介と、各圏域について現状と課題を認識し、各施設の方向性を示しています。

公共施設で提供される公共サービスの中には、大きく分けると、拠点を集約して提供することが望ましいサービスと、拠点を市内に点在させて提供することが望ましいサービスがあります。主として前者のタイプの公共サービスを提供するための施設を「全市施設」、主として後者のタイプの公共サービスを提供するための施設を「地域施設」と呼びます。

『総合管理計画』では、国立市の公共建築物を以下の8つに大分類しています(「その他」の分類を除き、説明のために順番を入れ替えています)。

- ① 行政系施設(市庁舎、消防施設、廃棄物処理施設など)
- ② 文化・社会教育系施設(公民館、図書館、芸小ホール、郷土文化館、古民家など)
- ③ スポーツ施設(市民総合体育館、南市民プラザトレーニング室など)
- ④ 産業系施設(城山さとのいえ)
- ⑤ 保健福祉系施設(保健センター、高齢福祉施設、障害福祉施設など)
- ⑥ 学校教育系施設(学校、学校給食センター、教育センター)
- ⑦ 子育て支援施設(保育園、児童館、学童保育所、子ども家庭支援センターなど)
- ⑧ コミュニティ関連施設(地域福祉館、地域集会所、地域防災センター、市民プラザ)

施設の前に付された「～系」という名称は、その施設で主に提供される公共サービスを表しています。公共施設を「全市施設」と「地域施設」の2種類にきれいに分類することは難しいのですが、「①行政」、「②文化・社会教育」の場の提供、「③スポーツ」の場の提供、「④産業」振興、「⑤保健福祉」の拠点サービスという5つの公共サービスは、一般に多くの市民に利用してもらうことで、拠点を集約して提供の方が効率的になると考えられます(専門用語で、「規模の経済性」があると言います)。したがって、最初の5つは代表的な「全市施設」です。

一方、「⑤学校教育」、「⑥子育て支援」、「⑦コミュニティ関連」活動の場の提供、という3つの公共サービスは、子どもや高齢者などの頻繁な利用も見られるサービスなので、市内に点在させて提供することが望ましいと考えられます。そこで、最後の3つの多くの施設は、「地域施設」に分類することができると考えられます。ただし、これら3つのサービスの中には点在させる必要度が低く、集約的に共有することが効率的なサービスもあます。そのようなサービスを提供する施設は「全市施設」に分類できるでしょう(例えば、「学校教育系施設」の給食センターや教育センターなど)。

以上の考察を踏まえて、図表13を作成してみました。

図表13 全市施設と地域施設の分類

| 中心的な機能 | 全市施設(広域型) | 地域施設(点在型) |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①行政系 | 庁舎 消防施設 廃棄物処理施設 | |
| ②文化・社会教育系 | 図書館 公民館 芸小ホール 郷土文化館 古民家 旧国立駅舎 本田家住宅 | |
| ③スポーツ | 市民総合体育館 南市民プラザトレーニング室 | |
| ④保健福祉系 | 保健センター 高齢福祉施設 障害福祉施設 | |
| ⑤学校教育系 | 学校給食センター 教育センター | 学校 |
| ⑥子育て支援 | 子ども家庭支援センター ・発達支援室 | 保育園 児童館 学童保育所 |
| ⑦コミュニティ関連 | 市民プラザ | 地域集会所 地域福祉館 地域防災センター |
| ⑧産業系、その他 | 城山さとのいえ | 公園 自転車駐輪場 公衆便所 道路・橋りょう |

このような全市施設と地域施設の再編計画を考える上で、総合管理計画で示された3つの基本方針に基づいて考えることは有用です。

【基本方針1】市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

【基本方針2】規模・配置の適正化

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

基本方針1と2は、今後の国立市の公共施設の再編計画では、公共施設の集約化・多機能化を進めることで、規模や配置を適正化しながら、魅力的な公共施設を整備していくことを推奨しています。そして、魅力的な公共施設を効果的・効率的に管理運営する工夫を行うことで、限られた財源の中で、誰もがすみやすい街づくりを目指すという方向性が示されています。

このような観点からは、既存の全市施設そして地域施設で提供されてきた機能(基本サービス)を集約化し、多機能化された公共施設で公共サービスを、効果的・効率的に提供できるようにする再編計画が目指すべき方向性と考えられます。

ここでの一つのポイントは、施設と機能の分離です。1施設=1機能という考え方ではなく、1つの公共施設が複数の機能を持つようにすることで、公共施設の規模や配置を適正化するという考え方が重要になってきます。この問題を考える上で、公共施設ではどのような機能を提供してきたか、つまりどのような公共サービスを提供してきたかを再確認しておきましょう。

一般に自治体が提供する基本サービス（機能）としては、次のようなものが考えられます。

- ① 基本的な行政サービス
- ② 学校教育
- ③ 子育て支援
- ④ 健康支援
- ⑤ 生活支援
- ⑥ 防災・災害対応
- ⑦ 文化活動の場の提供
- ⑧ スポーツの場の提供
- ⑨ 社会教育の場の提供
- ⑩ コミュニティ活動の場の提供

このような多様な機能を、少ない数の公共施設で提供していくという「集約化」は、これまでも進められてきました。たとえば、代表的な「地域施設」である学校施設には、②学校教育のみならず、⑥防災・災害対応という機能も与えられ、整備が進められてきました。学校を圏域の中心的な公共施設と考える場合、さらに学校施設を多機能化しながら、国立市の子どもたちが豊かな時間を過ごすことができる魅力ある学校施設にアップグレードしていく方向性が考えられます。

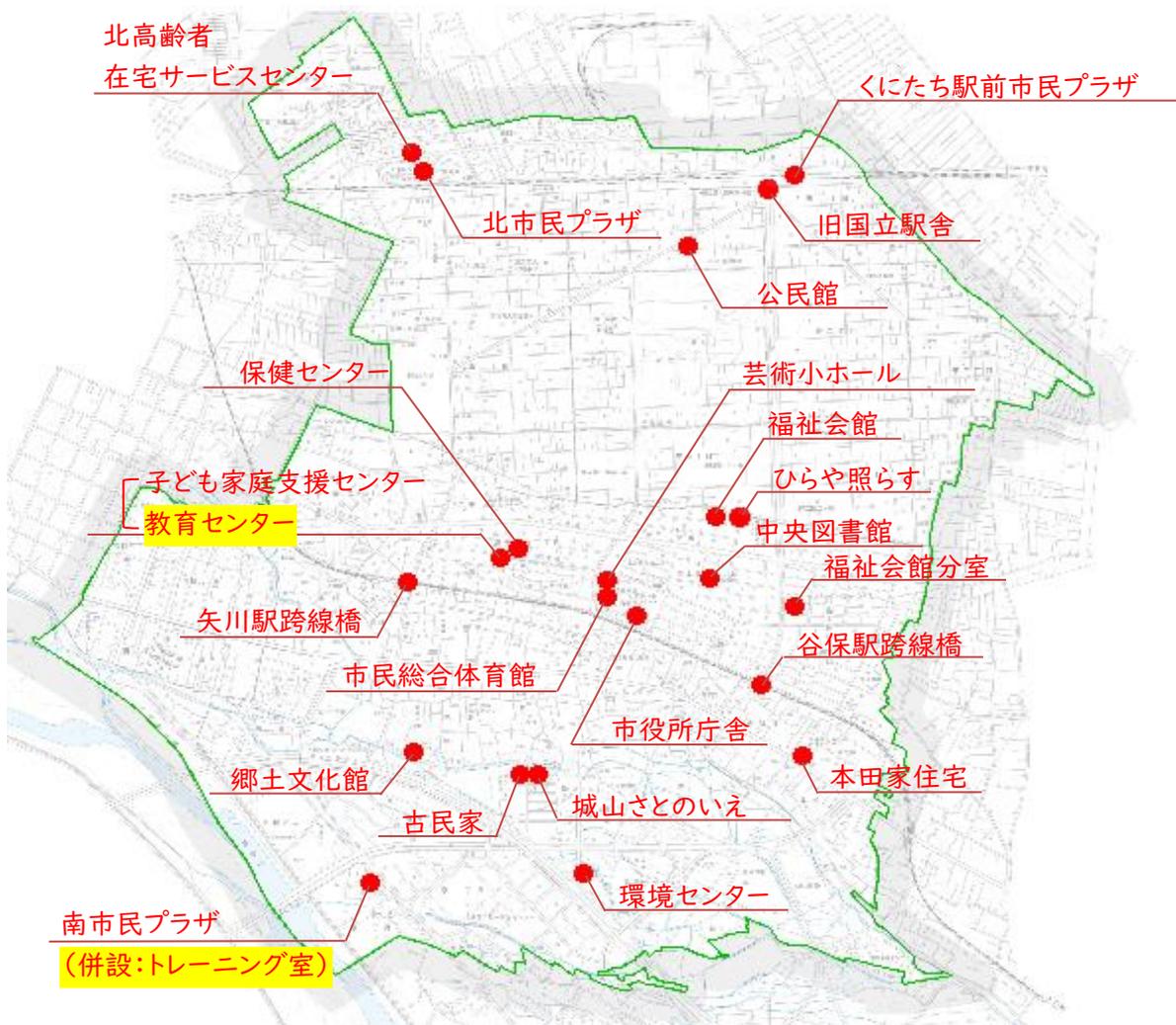
また、代表的な「全市施設」である「市庁舎」は、長寿命化の検討を行いつつも、それが限界に達する場合には、「①基本的な行政サービス」のみならず、他の全市施設で提供されてきたような機能（文化活動・スポーツ、社会教育などの場の提供）も一体的に提供できるような規模や配置の見直しを行うことも、長期的にみれば効果的な再編計画になりえるでしょう。

総合管理計画における「3つの目標値」のほか、第5章で述べた考え方をもちって検討しています。安心安全に持続可能な公共施設の管理・運営を行っていくことが公共施設の“ありたい姿”であり、適正配置・規模であることが“あるべき姿”です。

こういった前提の下、課題に対して厳しく検討をしますが、一方で地域特性や圏域の需要に対応するための新規整備などを検討することも必要であると考えています。

(2) 全市施設の再編

【 対象全市施設配置図 】



全市施設

| 用途 | 施設名 | 築後年数 | 延床面積(m ²) | 借家 | 有償借地 | 無償借地 | 指定管理 |
|---------------|-------------------|------|-----------------------|----|------|------|------|
| 庁舎等 | 市役所 | 43 | 9,530.94 | | | | - |
| 廃棄物処理施設 | 環境センター | 32 | 1,858.55 | | | | - |
| 市民プラザ | 北市民プラザ | 23 | 829.18 | ○ | | | - |
| | 南市民プラザ | 23 | 842.90 | ○ | | | - |
| | くにたち駅前市民プラザ | 2 | 266.39 | | ○ | | - |
| 産業振興施設 | 城山さとのいえ | 6 | 132.49 | | | | - |
| 図書館 | 中央図書館 | 46 | 1,510.96 | | | | - |
| 公民館 | 公民館 | 42 | 1,589.82 | | | | - |
| 市民芸術小ホール | 芸術小ホール | 33 | 3,217.26 | | | | ○ |
| 郷土文化館 | 郷土文化館 | 27 | 2,181.73 | | ○ | | ○ |
| 文化財施設 | 古民家 | - | 137.09 | | | | ○ |
| | 旧国立駅舎 | - | | | | | |
| | 本田家住宅主屋 | - | 256.63 | | | | - |
| 市民総合体育館 | 市民総合体育館 | 38 | 6,123.83 | | | | ○ |
| 南市民プラザトレーニング室 | 南市民プラザトレーニング室 | 23 | 322.00 | ○ | | | ○ |
| 教育センター | 教育センター | 46 | 223.26 | | | | - |
| その他子育て支援施設 | 子ども家庭支援センター・発達支援室 | 46 | 223.26 | | | | - |
| 保健施設 | 保健センター | 39 | 1,623.03 | | ○ | | - |
| 高齢・社会福祉施設 | 福祉会館 | 29 | 4,059.96 | | | | ○ |
| | 福祉会館分室 | 55 | 126.58 | ○ | ○ | | ○ |
| | 北高齢者在宅サービスセンター | 26 | 594.73 | | | ○ | ○ |
| | ひらや照らす(※) | 41 | 112.78 | | | | - |
| その他 | 谷保駅跨線橋 | 46 | 185.34 | | | ○ | - |
| | 矢川駅跨線橋 | 9 | 95.94 | | | | - |

※ ひらや照らすは、市への遺贈・改修工事を起点とすると3年となります。

■全市施設における現状と課題

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく課題と方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- 全市的施設は、市民生活をより便利に豊かにするために必要となる施設が比較的多い傾向にあり、これらの機能をさらに高めることや新たな機能を付加することを通じて様々な市民ニーズに対応できるようにすることで、国立のまちの魅力を向上させることが期待できます。一方で民間サービスの高度化やIT化により必需性が相対的に低くなった機能も存在しています。
- 様々な施設を集約し、機能を高度化することで、利用者の満足度の向上やショッピングモールのように、1か所でおおよそのことができることが利便性の向上につながり、魅力的な施設整備を実現することが可能になると考えます。

2. 規模・配置の適正化

- 全市的施設で、多くの市民の利用が想定される施設は富士見台地域にその多くが立地しています。また、それらの施設の残存耐用年数はおおむね20-30年であり、同時期に複数施設の更新の必要があると考えられることから、規模・配置と共に財政見通しの検討も必要となります。
- 富士見台の中心的な位置に立地する第五小学校の建て替えの検討では、周辺に立地する比較的小型の公共施設の複合や、移転・再編による整理によって更新による利便性の向上や有償借地の解消や不要となった私有地の売却など、財を生み出しながら取り組みを進める必要があります。
- 市役所や中央図書館、総合体育館などの富士見台に立地する大型の公共施設の残存耐用年数が近接していることから、これらの建て替えの検討については、例えば図書館などの施設類型ごとの市全体の配置の在り方を加味しながら一体的に検討を進め、複合・集約化を念頭にいた効率的な施設配置検討することが重要となります。その際は富士見台に立地していない全市施設の集約を含めて検討し、効率性だけでなく、利用のしやすさや街の魅力向上といったことも併せて考える必要があります。
- 全市的施設は比較的大きな延べ床面積を有する施設が多く、サービス提供を停止することなく建て替えを進めるためには、タネ地の確保が課題となることが想定され、公共施設用地以外も含めた市有大規模画地の活用を選択肢として考えることが重要となります。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 全市施設における公民連携の導入は多くの自治体で様々な手法が検討され、実践されています。大規模な施設かつ、施設利用者が多いことから導入の効果が期待でき、今後は部分的な管理への導入も含めて、必ず検討を行う必要性はあると考えます。
反面、公民連携をコスト削減、職員の負担軽減のためだけの手法として捉えようと事業全体の質の低下につながる可能性があります。そのため、適切な管理運営やサービス向上の実現も目的の1つとして導入を検討することが望まれます。
また、低・未利用地その他、既存施設についても有効活用を検討し、公共施設等の管理・運営の財源に充当させるための構造(スキーム)が早期に確立されることを望みます。

【全市施設】

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市役所庁舎 | 現在地だけでの建替え計画は大きな難しさがあります。行政機能を停止しないように、建て替えの際は周辺の市有大規模画地との置換なども含め、検討を行う必要があります。その際は、周辺に立地する施設、残存耐用年数が近接する施設などとの複合化も含めて検討することが重要な視点となります。 |
| 環境センター | 現地での建て替えの際は、機能停止をする必要が生じる可能性があります。現在の設備も老朽化しており機能停止をせずに設備更新をすることは難しいと考えられます。将来的には建て替えだけでなく、設備更新時などの一時的な対応をするために、業務の委託を含めた検討が必要です。一方で域内処理の必要性もあり、施設更新の際は、市の業務を含めた廃棄物処理を行う施設としてPFI等の活用を検討することも考えられます。 |
| 北市民プラザ | 現状を維持しながらも、東京都と連携し都営住宅の建て替え時期に併せた運営や改修計画の検討が求められます。 証明書等の発行や市税の納入に関してはコンビニエンスストアなど取り使い窓口が多様化していることから、現状の機能の集約や新たな機能を検討することが必要です。 |
| 南市民プラザ | 近接した場所に給食センターが建設されるなど、周辺の公共施設の状況も踏まえた機能整理が重要です。図書館機能は中央図書館や他の図書館など含め、住民ニーズを踏まえた配置や在り方を検討することが必要です。 |
| くにたち駅前市民プラザ | 交通至便であることを生かして、講座等、付加価値を高めてスペースを活用できる手法を充実することが重要です。 |
| 城山さとのいえ | 古民家と併設されており、南部地域の原風景を発信する施設として設置されました。開館後5年が経過していることから、必要とされる機能や提供サービスを検証し、運営主体も含め今後の在り方を考えていくことが重要です。 |
| 中央図書館 | 分館を含めた図書館機能や配置の今後の方針計画を早期に策定し、市役所や総合体育館など富士見台地域に立地する規模の大きな公共施設の建替え検討の時期に併せ、適切な配置を検討の上で複合化の有無の議論を行うことが重要であると考えます。 |
| 公民館 | 残存耐用年数が長いことから、適正な維持管理に努めるとともに、将来の改修の際は新たな市民利用ニーズへの対応や防災機能の強化への対応など、必要機能を検討することが重要である。 |
| 芸小ホール | 耐用年数は長いですが、設備を共用する総合体育館が市役所庁舎と近い時期に建替えを迎える。その為、総合体育館と併せ、一体的整備の有無を含めた検討が重要となります。 |
| 郷土文化館 | 残存耐用年数は30年程であり、借地の契約期間は残り20年ほどとなっています。現地での建替えは、サービスの停止を余儀なくされることから難しく、また、借地解消の視点による維持管理費の圧縮を図る視点からも、残存耐用年数や借地契約を見据えて、移転も含めた検討を行うことが有用です。 |
| 古民家 | 江戸時代後期に建てられたと推定される歴史的建造物であり、市の指定有形文化財です。将来に渡り安全に利用ができるよう、適切な維持管理をすること、外構も含め、施設の魅力を後世に伝え続ける運営が求められます。 |

| | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧国立駅舎 | 市の指定有形文化財です。大正時代に駅舎として建造された当時の木部材のうち、7割を再利用しています。他の文化財施設と共に、「生きた遺産」(リビングヘリテージ)として市の魅力を発信する施設として活用しながら、適切な管理を行っていくことが求められます。 |
| 旧本田家住宅 | 都の指定有形文化財です(主屋と薬医門)。江戸時代初期に建てられたと考えられており、今後も適切に保存していくために2021(令和3)年度より解体・復原工事を行います。他の文化財施設と共に、市の魅力を発信する施設として活用しながら、適切な管理を行っていくことが求められます。 |
| 総合体育館 | 残存耐用年数が市役所と近いことや、現地での建て替えの場合はサービス停止をすることで、利用できない期間ができる可能性がある。市役所庁舎や他の富士見台に立地する公共施設・規模の大きい公共施設で残存耐用年数が近いものと併せ、一体的整備の有無を含めた検討を行う。 |
| 教育センター | 延べ床面積の少なさからくる機能の不足が顕在化しています。矢川プラス完成後は、小学校教育支援室が移転される予定ですが、学校支援センターや就学相談の機能も移転されることが望ましいため、第五小学校の建て替え複合による富士見台地域の施設再編へ合わせて、より使いやすい建物へ移転することが考えられます。 |
| 子ども家庭支援センター | 子育て広場については、矢川プラスへ移転することが予定されており、利用ニーズに即した建物へ移転することになります。今後は必要に合わせた施設を使いやすくしていくことが求められます。 |
| 保健センター | 2028(令和10)年12月に土地の賃貸借契約が満期を迎えます。同時期に第五小学校の建て替えが想定され、富士見台地域全体で施設再編を検討し、その際は市有地への移転を含め、防災機能強化にもつながる検討をする必要があります。 |
| 福祉会館 | 2027年に外壁改修が予定されることから、可能な限り他の修繕等もこの時期を合わせて実施することが費用面からも効率的です。 |
| 福祉会館分室 | 使用されていない時間帯の一般貸出について検討するとともに、第一団地建替えの際には施設の効果検証を行い、効果的な利用方法の検証を行うことも必要です。 |
| 北高齢者在宅サービスセンター | 現在民間事業者指定管理者制度を使って管理運営を行っており、今後も民間ノウハウを活用して、必要サービスや需要を踏まえながら運営を行っていくことが求められます。 |
| ひらや照らす | 市民からの遺贈により市が取得した土地・家屋を地方自治法第96条第1項第6号による市議会の議決を経て普通財産として市民団体に貸し付けているものです。運営は貸し付けを受けた団体にゆだねており、多様な主体が運営に参加し、新たな地域活動が生まれています。今後はこういった取り組みを参考にして他の様々な公共施設も運営手法を検討することが重要です。 |
| 谷保駅跨線橋 | 適切な維持管理に努め、安全な利用を常に供することができるよう努めます。 |
| 矢川駅跨線橋 | 適切な維持管理に努め、安全な利用を常に供することができるよう努めます。 |

(3) 地域施設の再編

各圏域の検討

| | | |
|------------|-------|----|
| 1) 北圏域 | | 35 |
| 2) 西圏域 | | 39 |
| 3) 矢川圏域 | | 43 |
| 4) 東圏域 | | 47 |
| 5) 富士見台圏域 | | 51 |
| 6) 谷保圏域 | | 57 |
| 7) 連結圏域 | | 61 |

地域施設

| 用途 | 施設名 | 築後年数 | 延床面積(m ²) | 借家 | 有償借地 | 無償借地 | 指定管理 |
|----------|--------------|------|-----------------------|----|------|------|------|
| 地域集会所 | 矢川集会所 | 47 | 114.40 | | | | ○ |
| | 中一丁目集会所 | 36 | 52.46 | | | | ○ |
| | 千丑集会所 | 35 | 133.92 | | | | ○ |
| | 坂下集会所 | 30 | 155.27 | | ○ | | ○ |
| | 石神集会所 | 30 | 159.12 | | | | ○ |
| | 谷保東集会所 | 29 | 155.38 | | | | ○ |
| | 富士見台二丁目集会所 | 24 | 190.25 | | ○ | | ○ |
| | 四軒在家福祉館 | 47 | 168.13 | | | | ○ |
| | 富士見台一丁目集会所 | 17 | 92.92 | ○ | | | ○ |
| | 一本松公会堂 | 5 | 126.30 | | | ○ | ○ |
| | 久保公会堂 | 46 | 141.09 | | | | ○ |
| | 南区公会堂 | 8 | 373.20 | ○ | | ○ | ○ |
| 地域福祉館 | 青柳福祉センター | 45 | 582.00 | | ○ | | ○ |
| | 東福祉館 | 42 | 344.54 | | | | ○ |
| | 立東福祉館 | 48 | 207.72 | | | | ○ |
| | 西福祉館 | 45 | 339.65 | | | | ○ |
| | 北福祉館 | 41 | 342.62 | | | | ○ |
| 地域防災センター | 中平地域防災センター | 40 | 159.00 | | ○ | | ○ |
| | 東地域防災センター | 38 | 243.22 | | | | ○ |
| | 下谷保地域防災センター | 36 | 228.13 | | | | ○ |
| | 富士見台地域防災センター | 34 | 230.30 | | ○ | | ○ |
| | 中地域防災センター | 31 | 252.93 | | | | ○ |
| 図書館 | 青柳分室 | 45 | 25.00 | | | | - |
| | 東分室 | 42 | 102.32 | | | | - |
| | 下谷保分室 | 36 | 31.59 | | | | - |
| | 谷保東分室 | 29 | 41.00 | | | | - |
| | 北市民プラザ図書館 | 23 | 570.00 | ○ | | | - |
| | 南市民プラザ分室 | 23 | 535.00 | ○ | | | - |

地域施設

| 用途 | 施設名 | 築後 年数 | 延床面積 (㎡) | 借家 | 有償 借地 | 無償 借地 | 指定 管理 |
|-------|---------|----------|-------------|----|----------|----------|----------|
| 学校 | 国立第一小学校 | 56 | 5,001.00 | | ○ | | - |
| | 国立第二小学校 | 57 | 5,461.00 | | | | - |
| | 国立第三小学校 | 49 | 6,094.00 | | | | - |
| | 国立第四小学校 | 51 | 5,240.00 | | | | - |
| | 国立第五小学校 | 55 | 5,505.00 | | | | - |
| | 国立第六小学校 | 51 | 5,869.00 | | | | - |
| | 国立第七小学校 | 49 | 5,888.00 | | | | - |
| | 国立第八小学校 | 42 | 5,431.00 | | | | - |
| | 国立第一中学校 | 49 | 7,512.00 | | | | - |
| | 国立第二中学校 | 51 | 7,124.31 | | | | - |
| | 国立第三中学校 | 45 | 7,419.00 | | | | - |
| 児童館 | 中央児童館 | 29 | 324.94 | | | | - |
| | 矢川児童館 | 50 | 251.64 | | | ○ | - |
| | 西児童館 | 38 | 358.83 | | | ○ | - |
| 学童保育所 | 中央学童保育所 | 29 | 224.11 | | | ○ | - |
| | 東学童保育所 | 11 | 240.81 | | | | - |
| | 南学童保育所 | 19 | 199.75 | | | | - |
| | 北学童保育所 | 30 | 138.79 | | | | - |
| | 本町学童保育所 | 30 | 336.12 | | | | - |
| | 矢川学童保育所 | 50 | 141.40 | | | | - |
| | 西学童保育所 | 38 | 204.65 | | | ○ | - |
| 保育園 | なかよし保育園 | 54 | 774.85 | | | ○ | - |
| | 矢川保育園 | 9 | 636.89 | | ○ | | - |
| | 西保育園 | 46 | 599.98 | | | | - |
| | 東保育園 | 43 | 685.81 | | | | - |

■ 圏域における基本サービスと防災面のデータ

ここでは以下の視点に沿って機能と施設をみてみます。

| | | |
|----------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 人口(圏域人口) | 町丁別人口を参考に面積按分で算出した仮定数値 | |
| 防災 | 避難所(11か所)及び、避難所候補施設(26か所) | |
| 基本サービス 左記施設について圏域内の所在数をみる | 公園等 | 都市公園 |
| | | 児童遊園 |
| | | 広場、その他 |
| | 地域集会施設 | ※ 該当施設:地域集会所、地域福祉館、地域防災センター |
| | 保育園 | ※ 公立、私立ともに対象 |
| | 幼稚園 | |
| | 病院・診療所 | |
| | 調剤薬局 | ※ ドラッグストア内にある調剤薬局を含む(ドラッグストアとは別扱い) |
| | スーパー | |
| | コンビニ | |
| ドラッグストア | | |

○ 上記データの算出根拠、手法

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 圏域人口 | 独自算定による |
| 指定避難所 | 国立市総合防災計画(2015(平成27)年11月修正版) |
| 避難所候補施設 | 資料3-39 指定避難所等一覧による |
| 都市公園 | 事務報告書(平成30年度)「IV公有財産の状況」による |
| 児童遊園 | |
| 広場、その他 | |
| 地域集会施設 | |
| 基本サービス | 市による現地調査の他、iタウンページ(インターネットサイト)による |

圏域別人口データ

| | | 北圏域 | 西圏域 | 矢川圏域 | 東圏域 | 富士見台圏域 | 谷保圏域 |
|-----------|--------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 想定圏域人口(人) | | 14,371 | 19,327 | 14,882 | 14,884 | 19,765 | 10,165 |
| 内訳 | 15歳未満 | 1,668 11.6% | 2,124 11.0% | 1,752 11.8% | 1,657 11.1% | 2,369 12.0% | 1,423 14.0% |
| | 15-64歳 | 9,552 66.5% | 13,012 67.3% | 9,798 65.8% | 9,691 65.1% | 12,995 65.7% | 6,619 65.1% |
| | 65歳以上 | 3,151 21.9% | 4,191 21.7% | 3,331 22.4% | 3,536 23.8% | 4,401 22.3% | 2,123 20.9% |

※上記は仮定の数値であり、実際と異なります

■ 全体的評価と考察

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人 口 | <p>谷保圏域は準工業地域が広くあることから住宅数が少なく、他圏域と比較して著しく人口が少ない状況である。しかし、年齢3階層(※)による人口構成をみると大差なく、それによる検討の方向性に大きな違いはないものと考えられる。</p> <p>※ 年齢3階層：「15歳未満」「15歳～64歳」「65歳以上」で区分</p> |
| 防 災 | <p>総合防災計画では全市的に避難所面積が足りていないことが明記されているとともに、被災の状況に応じて避難所の運営や避難先が判断されるため圏域単独での評価は一概には出来ない。また、感染症流行時期における避難所の在り方について、新たな運営方法の検討が求められており、求められる面積が更に増加することも考えられる。学校施設においては、現代の学校環境において必要とされる教室面積が現施設よりも大きいため、改築の際には規模が大きくなることから避難所面積も増加する傾向になると考えられる。</p> |
| 基本サービス | |
| 公 園 等 | <p>矢川圏域における児童遊園数が他圏域と比較して多い状況である。有効活用できない施設は低・未利用地の考え方にに基づき、貸付・売却なども考えられるが、用途転換による有効活用の可能性もあることから近隣住民をはじめとする市民の意見を踏まえた対応が望ましい。</p> |
| 地 域 集 会 施 設 | <p>数による圏域間の極端な差はないと考える。同じ圏域内でも断崖により高低差があるところでは日常生活の範囲が異なる場合もあるので、距離によらない検討の視点も必要である。</p> |
| 保 育 園 | <p>谷保圏域は圏域内の施設数は1園のみであるが、隣接する連結圏域には他と同程度ある。地域の子育て環境の在り方を検討しながら、各施設の所在についても考える必要がある。</p> |
| 幼 稚 園 | |
| 病 院 ・ 診 療 所 | <p>矢川、谷保圏域で少ない傾向である。特に谷保圏域は南武線沿いの1か所のみであり、坂下の地域にはない。行政が病院等の誘致を行うような考えを合わせ持ち、公共施設の再編を検討する必要性もある。</p> |
| 調 剤 薬 局 | <p>病院等に比例して地域によりバラツキが大きい。かかりつけ薬局として地域住民の健康サポートや地域包括ケアシステムの一端を担う機能として病院等と共に誘致などの必要性も検討する。</p> |
| ス ー パ ー | <p>東圏域と谷保圏域で少ない傾向がある。日常生活の中でも特に必要な機能であることから、買い物難民が生まれないよう、運営企業等と連携して行く必要がある。</p> |
| コンビニエンスストア | <p>谷保駅周辺に多く集まっていることから富士見台圏域が多く見えるが、他の圏域においては店舗数に差はないといえる。</p> |
| ド ラ ッ グ ス ト ア | <p>平均して1圏域に1店舗はある状況。近年、ドラッグストアは日常生活に大きく影響している存在といえる。</p> |

1) 北圏域

■現状

北圏域の中心から西側にかけて地域施設がバランスよく配置されていると思われます。一方、中心から東側地域は国立駅に近く、広域施設である公民館や国立駅前プラザの日常利用が可能な距離です。

また、第四小学校付近では市境に接する国分寺市の自治会が同校で行われる防災訓練に参加するなど、行政区域に捉われない交流も生まれています。



■防災面の評価

将来的に、第四小学校建替えの際には体育館面積が増加すると考えられますが、市有施設のみでの確保だけでなく、他の機関や民間施設との連携も検討し、避難できる場所や備蓄品を補完する場所の確保に努めていく必要があると言えます。

■基本サービスの充足評価

どの基本サービス機能も概ね整っていると評価できます。

市の都市公園は他の圏域と比べると少ないとは言えますが、東京都が管理する公園もあり著しく不足しているとは言えません。しかし、借地により整備されている公園等も多いため、今後も運営が継続できるよう地権者との協議も重要になってきます。

■公共施設の重点課題

(小学校)

圏域内には南北方向に約 500m間隔で小学校が3校設置されています。1960~70 年代(昭和 30~40 年代)頃の人口増加によるものでありますが、今後、人口減少が予測される中で現在の規模のままで全ての学校を建替えることは児童数のバランス、財政的負担など公共施設マネジメント観点からみると難しい事が想定されます。

一方で、学校施設の規模縮小は避難所機能の衰退を招く恐れもあるため、学校再編の際にはその時点における避難所機能の適切な確保に十分留意した検討が重要です。

(コミュニティ施設)

バランスよく配置されていますが、施設規模・機能も異なることから利用状況に差が生じています。近隣施設との統合や他施設と異なる機能への転換など施設機能の見直しを行い、施設の改修や建替え時期に合わせて、周辺地域の環境に即した施設へのリニューアルや予約方法の検討が必要であると考えられます。

■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○第5期基本構想では圏域内にある地域(北・中・西)の一体的なまちづくりを推進することを掲げています。

特に中央線が高架化したことから、今後は一体的な施設整備の視点で検討するとともに、施設に行きやすい環境をつくるため交通環境を整え、安心安全に往来できる環境の整備も必要になります。

○北市民プラザは市政窓口や図書館がある他、防音対応の音楽室や洋室タイプの広い多目的室など他の集会機能を持つ施設と比較して特色があり、『公共施設白書』によりますと、貸室の稼働率は全館平均で年間約70%と他の施設と比較しても高い数値となっています。

また、エントランスホールにあるテーブル等を利用する人も多く、大人だけでなく、子どもも過ごしている姿が見受けられます。

このことから、北市民プラザは全市の施設でありながら地域住民の様々なコミュニティや活動の場となっていることが分かり、地域施設としての役割を果たしているとも言えます。

建物自体は東京都の所有であることから、市は都と連携して本施設の運営に支障が無いよう保全に努め、引き続き魅力ある施設として多くの市民に利用されることを望みます。

○北市民プラザ図書館は中央図書館に次いで多くの利用者がいますが、近年は貸出数が微減の傾向がみられます。図書館は他の公共施設と比較しても通年で利用する市民が多い施設です。反面、不満(やや不満を含む。)と感じる利用者の割合が多いことが平成 28 年度に実施した市民アンケート結果で示されています。その要因について市民ニーズを調査・分析したうえで、今後のサービス提供の方針を検討し、引き続き魅力的な施設の提供ができるよう努めていく必要があります。

2. 規模・配置の適正化

- 現在の配置で基本的なバランスは取れていると考えられます。

しかし、「1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備」で述べたように、北市民プラザも地域施設同様に貸室機能を有しており、立東福祉館、北福祉館との3館ある状況です。

北福祉館や立東福祉は他のコミュニティ施設と同じく、時代の変化と主な利用者の年齢構成の変化により、貸室の使い勝手が悪くなっていると考えられます。しかし、北福祉館は貸室ではないホールや図書室など自由に出入りできる空間があり、休館日以外は常時開館しているため館自体の利用者は子どもを含め、多い状況と考えられます。

上記の考察と圏域内の配置を踏まえ、立東福祉館は貸室数の減少やホールの創出などの機能の整理について検討を行う必要があると考えます。また、将来的には北市民プラザとの統合も視野に入れた検討も必要になると思われます。

北福祉館は新しいコミュニティの形として、第四小学校との複合化または同校敷地内への併設(学童や特別教室との複合化)などの検討がされることを望むとともに、現施設の跡地は行政機能として活用がされない場合、貸付や売却などの方針により公共施設整備のための資金確保策を検討する必要があります。
- 北学童保育所は第四小学校の建替え時期より20年も前に建替え時期を迎えます。現在、学童保育は保育所と学校施設の一部を利用して行われていますが、施設の老朽化に伴い、どのような対応が望ましいか様々な検討が必要になります。
- 北圏域にある北市民プラザには周辺圏域の市民が利用する行政窓口と図書館機能が設置されています。入居する建物は建設後23年程度であり、中長期でみても建物は存在することが考えられます。しかし、内装や設備、施設機能自体は劣化し、その時代で求められるニーズにそぐわなくなっていくことが考えられます。常に規模や機能が適正なものか、市民意見や利用状況を把握して、適切な規模・配置となるよう検討していく必要があります。

その際には、周辺学校施設である第四小学校と第八小学校の在り方、学校施設の管理・運営方針に沿い、複合化を図ることなども検討すべき事項として考えられます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 第四小学校は非構造部材対策の工事が予定されています。構造体劣化調査を踏まえた『公共施設保全計画』によると同校の建替え時期は約30年後であり、今後も長期間使用する予定であるため、引き続き適切な保全を継続して行い、児童・教職員を始め、施設を利用する市民の安心・安全の確保に努めていくことを望みます。

また、近年は教材の他、加湿器等の電気機器の使用機会が増え、施設全体の電力使用量が増加する傾向にあります。これを含め、構造体以外の設備等の保全・改修を適切に行うことが長期的にみて効率的な運営に繋がると考えられることから、なるべく同時期に改修が行えるよう管理・運営されることを望みます。
- 貸館機能を有する施設で利用が低位に止まっている施設は、例えば市民ニーズを捉えた講座などの事業を展開することで市民の需要を満ち、多くの人々に利用してもらえるよう検討することが必要です。その際は、PPPといった公民連携の手法を活用して民間ノウハウの導入と維持管理費の縮減を検討する視点も考えられます。

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

④ : 学校施設

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 第四小学校 | 圏域の核施設として位置付ける。 構造体は健全であるため、建て替えは保全計画に準じて時期を検討する。 |
| 第八小学校 | 長期的には第二・第四小学校との統合の検討が必要であるが、時代に合わせた必要な施設機能の整備は他校と変わりなく行う。 |
| 第二小学校 | (西圏域参照) |

⑤ : コミュニティ施設

| | |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 北福祉館 | 第四小学校の建て替えに併せて複合化を図る。 |
| 立東福祉館 | 機能整理を行う。 |
| 中一丁目集会所 | 民間施設の一室を借りており、民間施設の修繕・建て替え等の時期に併せて施設の在り方や建物所有者とその規模等を協議する。 |

⑥ : こども施設

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 北学童保育所 | 第四小学校との複合化の検討を行うが、本施設の建て替え時期が第四小学校建て替え時期より19年早い。この期間の対応について検討が必要である。 |
| 西学童保育所 | (西圏域参照) |

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|----------------|------|------|------|------------|------|------|
| 第四小学校 | 大規模改修 工事 | | | | | | |
| 第八小学校 | 大規模改修 工事 | | | | | | |
| 北福祉館 | | | | | 外壁改修 調査 | | 工事 |
| 立東福祉館 | | | | | | | |
| 中一丁目 | | | | | | | |
| 北学童 | | | | | | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| 北学童保育所 | 建替え(2029~2032) | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

2) 西圏域

■現状

西圏域の北は北圏域、南は矢川圏域・富士見台圏域と重なる部分が多く、施設もバランスよく配置されています。第二小学校では地域の方が先生となるクラブ活動が行われたり、地域のお祭りが校庭で開催されるなど地域と学校の繋がりが強くあります。校舎改築で、より地域と学校が繋がりが新たなコミュニティが形成されることが期待されます。



■防災面の評価

市立の学校施設が多くあり、避難所施設としては他の圏域よりも充足しているといえます。近い将来には第二小学校の改築により体育館アリーナ面積が増える見込みであり、施設全体の防災機能も向上されますが、北圏域で述べたとおり、学校施設の統廃合についての議論も必要となります。その際には、避難所や防災備蓄品保管場所について十分な議論を行い、防災機能の低下にならないよう留意する必要があります。

■基本サービスの充足評価

圏域全体で見ると、どのサービスも充足されていると評価できます。また、現在市が進めている第二小学校敷地内への西福祉館と、西学童保育所の一部機能を移転させる計画はコミュニティの醸成及び活性化に繋がる計画であると評価できます。施設機能の統合・併設に限らず、これまでにない新たな空間や機能の創出がされることに期待します。

■公共施設の重点課題

(コミュニティ施設)

西福祉館は地域コミュニティの更なる活性化を図ることを目的に、第二小学校への移転を行うことが望ましいですが、移転後の現施設をどうするかが大きな課題です。閑静な住宅街であることから、市は周辺環境へ配慮しながら、長期的視点を持って有効に活用できる方策を選択する必要があります。

(子ども施設)

西児童館は、将来的に学童保育所機能が無くなり児童館機能のみとなることが想定されます。施設の活用について、東京都からの借地であることも認識したうえで検討する必要があります。

■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

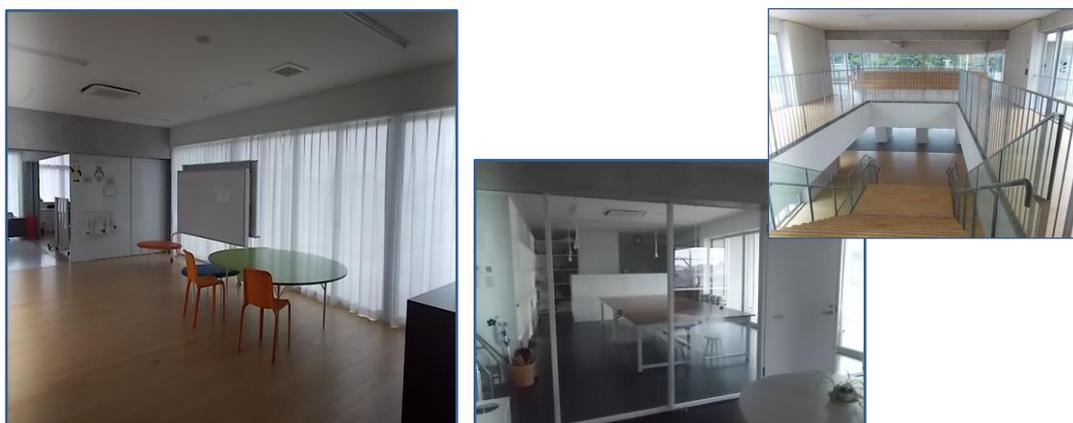
1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○ 第二小学校は今後の国立市立学校のモデルケースとなる建替え事業が実施されます。「文教都市くになち」に相応しい、子どもたちの豊かな学びを支える環境を整備するとともに、時代の変化に対応可能な可変性のある施設とすることが求められており、同校においては新しい学校施設の整備に向け積極的な取り組みが期待されます。

西福祉館や学童保育所の複数の公共施設をまとめて整備することにより、機能の共有による多機能化・高機能化や、施設利用者同士の交流促進、地域の拠点形成を図ることが期待できコミュニティの醸成につながります。また指定避難所である第二小学校に集会施設が併設されることで、地域全体の防災力の向上が望めるとともに、避難所における多様な機能を整備することも可能となります。

また、総合管理計画における方針の通り、第二小学校児童を対象とした新たな学童保育所が同校敷地内に併設される予定です。その為、現西学童保育所では空間的变化があることから、施設全体の在り方と機能を見直し、今後の運営について検討する必要があります。

<新しい学校施設の事例>



(写真) 立川市立第一小学校 (撮影: 国立市)

左 : 教室間にある多目的スペース(共有スペース)。

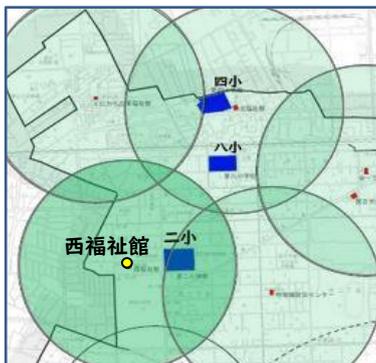
中央: 校舎棟にある作業室。隣接する学習館利用者も使用できる配置になっている。

右上: 校舎内メイン階段。広く明るい空間により、快適かつ安全に通行できる。

2. 規模・配置の適正化

- 第二小学校建替えに伴う西学童保育所の一部分離、移転により総量が増加することになりますが、児童の安全性を鑑みると必要な対応であると考えられます。併せて、西福祉館機能を同校に移転し、新たな機能や施設整備を行うことはコミュニティの醸成と活性化に繋がると考えられます。また、西福祉館が移転した場合でも、市がこれまで基準としてきた半径 500m間隔で地域をカバーするという考え方から外れることもありません。
以上のことから、上記2施設の移転は望ましい方針であると考えられます。

- 西福祉館移転後の現施設については有効活用の方策を検討することが求められます。建物を市が維持管理することは負担増となることから、基本的に行政は所有せず解体・売却を行うことが想定されますが、拙速な判断をせず、民間事業者の市場ニーズを調査するとともに、将来的な需要に対応できるように行政が所有しながらも、貸付による管理負担減、収入増の取り組みなどで財を生み、公共施設整備のための基金に積み立てるなどして、公共施設マネジメントの取り組みを進めることも考えられます。



現在のコミュニティ関連施設配置図



移転後のコミュニティ関連施設配置図

3. 効果的・効率的な管理運営

- 圏域内の公共施設は全て築30年を超えており、西保育園は45年を経過しています。特に2施設ある防災センターは災害時に適切に利用できること、西保育園と西児童館・学童保育所は子どもたちが安全に利用でき、保護者が安心して通わせることが出来るよう設備を含めて計画的な保全に努めていく必要があります。
- 中地域防災センターと富士見台防災地域防災センターの貸室は、他の同様施設と比較して利用者は少なくはありませんが、洋室化等など有効活用の方策を検討する必要があります。

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

⊙ : 学校施設

| | |
|-------|---------------------------------------------------|
| 第二小学校 | 圏域の核施設として位置付ける。 建替え事業進行中であり地域の中心施設としての機能を充実させる |
| 第八小学校 | (北圏域参照) |
| 第四小学校 | (北圏域参照) |

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 第二中学校 | 2022年頃より新しい中学校施設の在り方を整理し建て替え計画に着手する。 |
|-------|--------------------------------------|

㉔：コミュニティ施設

| | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 西福祉館 | 第二小学校の建て替えに併せて複合化を行う。現施設については廃止し、貸付や売却など有効活用の手法を図る。 |
| 中地域防災センター | 近隣に市有施設が無いことから、本施設は将来に渡って存続させる。ただし、貸室の利用率が低いことへの対応を検討する。 |
| 富士見台地域防災センター | 第二中学校建て替え計画の際に、学校敷地への移転可能性を検討する。2026年に大規模改修が予定されているが、第二中学校との検討結果が出るまで実施しない。 |
| 北福祉館 | (北圏域参照) |

㉕：こども施設

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 北学童保育所 | (北圏域参照) |
| 西学童保育所 | 第二小学校改築工事に合わせて内装の改修を検討する。将来、第八小学校が統合した場合、現施設は閉鎖とする。 |
| 西児童館 | 築後40年を迎える。児童館としての役割と施設機能を整理し、必要が生じれば機能向上を図る。整理できない場合は長寿命化の改修工事に留める。 |
| 西保育園 | 『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。 |

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|----------------|-------|------|------|-------|------|------|
| 第二小学校 | 建替え | | | | | | |
| | 工事 | 工事 | 工事 | 工事 | | | |
| 西福祉館 | 建替え(複合化) | | | | | | |
| | 工事 | 工事 | 工事 | 工事 | | | |
| 中地域防災センター | | | | | | | |
| 富士見台地域防災センター | | | | | 大規模改修 | | |
| | | | | | 実施設計 | 工事 | |
| 西保育園 | | 外壁改修 | | | | | |
| | | 調査 | 工事 | | | | |
| 西児童館 | | 大規模改修 | | | | | |
| | | 実施設計 | 工事 | | | | |
| 西学童保育所 | 建替え(一部複合化) | | | | | | |
| | 工事 | 工事 | 工事 | 工事 | | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| 第二中学校 | 建替え(2027~2032) | | | | | | |
| 西保育園 | 建替え(2033~2036) | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

3) 矢川圏域

■現状

地域集会所が一定間隔で設置されています。2023(令和5)年には矢川プラス(複合施設)が矢川駅西側100mの位置に完成し、広域施設でありながらも、地域における様々な活動の場として整備されます。また、JR南武線の高架化も計画されています。



■防災面の評価

圏域内では第六小学校と第二中学校のほか、矢川上公園が一時集合場所に、東京女子体育大学が広域避難場所に指定されており、住民の緊急的避難の施設は十分確保されていると言えます。

今後は、2023(令和5)年に開設予定の矢川プラスに避難所的機能が加えられると大きく改善されることが期待できることから、同施設の災害時の役割に期待するところです。

■基本サービスの充足評価

この圏域の大きな特徴として児童遊園の数が17か所あるという事です。小学校低学年程度の小さい子どもの移動距離と考えると望ましいと言えますが、それでもかなりの近距離にある状況もあり、適切な配置という面では貸し付けや売却も含めた方策を検討する必要があると考えられます。同様の施設として維持し続けるのではなく、児童遊園から他機能への転換、あるいは低未利用地として貸付や売却も併せた検討が必要です。

その他、「病院・診療所」「調剤薬局」が少ない傾向にあります。「病院・診療所」「調剤薬局」はセットで考えられると思われ、今後は南武線高架化や矢川駅周辺の整備により病院・診療所が増えることに期待されます。

■公共施設の重点課題

(小学校)

第六小学校の建替えについて、今後数年のうちに検討を開始する時期にあります。第二中学校の建替え時期と重なること、同校敷地内の周辺道路が狭く工事車両に一定の制約が掛かってしまう可能性があるなど多くの課題が想定されます。

早い時期に、想定される課題を抽出することが重要であると考えます。

(コミュニティ施設)

比較的近い距離で設置されていますが、四軒在家福祉館と久保公会堂は自治会のみ利用可能な施設です。しかし、自治会加入率も下がってきており、利用の仕方を検討する必要があります。

一方で、旧甲州街道以南の広い範囲が浸水想定地域に指定されており、台風等による多摩川の氾濫の際には、防災施設としての地域における役割も考えたうえで、適切な管理を行っていく必要があります。

■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○2024(令和6)年に開設予定の矢川プラスは全ての世代を対象とした機能を有する複合施設として新設されます。

この施設は1階に西児童館と貸室機能を有した多目的広場があり、2階に子育て広場と幼児教育センター、ホールを囲むように配置されたカウンターデスクが整備される予定です。新たな多機能型複合施設であり、圏域の中心的な役割を果たす新たな公共施設として期待されます。市民のニーズを把握するためにも、開設後の検証を行い今後の施設整備に反映されることを望みます。



イメージパース提供:国立駅周辺整備課(富士見台担当)

2. 規模・配置の適正化

- 圏域内における配置はバランスが良く、規模が過大な施設も無いと考えます。
そのため、今後の建替えにおいては規模に十分留意して、面積が増大にならないようにすることが重要です。また、政策において施設の活用、供給が必要となった場合でも、建設（新設）を前提とした検討ではなく、現在の施設を有効活用できないか、民間施設の活用により解決できないかなどの検討が優先的に行われることを望みます。
- 矢川集会所は民間施設の一部を市が所有し、運営されています。この建物は建築後約50年が経過することから、今後の建物の改修計画等に留意する必要があります。近隣では第二中学校が2027年度より改築事業の予定であることから、統合の検討を行う必要もあると考えます。
- 矢川プラスが今後、暮らしやすさの実現とコミュニティの醸成につながり、圏域での中心的な施設となることが想定されます。よって矢川プラスと第六小学校の役割分担を行うことで、第六小学校の建て替えの際は、多くの複合化を前提とせず、シンプルかつ合理的な規模として構想を行い、施設間の役割分担を行う必要があると考えます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 矢川集会所は日曜日が休館になっていますが、『公共施設白書』によると稼働率は78%と他の施設と比較しても非常に高い状況です。この施設は休館日以外、毎日、利用施設で申し込みができるため”借りやすい＝借りたいときに借りられる”という利用者にとって望ましい状況であるといえます。
矢川集会所の稼働率の高さについて検証し、インターネット環境による予約方法の導入なども含め、効果的な手法について他の施設へ反映されることを望みます。
- 都営団地の建替えに伴い移転していた矢川保育園ですが、矢川プラスに隣接して新園舎が建設され、2021年度より民間（社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団）による新たな運営が始まる予定となっています。
今後の保育園のモデルと位置付けられており、多くの類似施設の管理運営手法を取り入れた魅力ある園として運営されていくことを望むとともに、その検証が適切に行われ、公民連携事業として他3園の魅力・サービス向上につながることを期待されます。



イメージパース提供：社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的な行動=

④ 学：学校施設

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第六小学校 | 圏域の核施設として位置付けるが、矢川プラスとの機能や役割について整理する。2022年頃より建て替え事業の方針について検討・協議を開始する。 |
| 第二中学校 | (西圏域参照) |

⑤ ㊦：コミュニティ施設

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 矢川集会所 | 民間施設の一室を所有し運営している。高い利用率であるが、建物が築後45年を経過しているため、第二中学校等の付近の施設改修時には本施設の将来的な方向性を併せて検討する。 |
| 四軒在家福祉館 | 一般開放はしておらず、地域住民の福祉対策のために地元自治会のみ利用可能。災害時の運営対応など検討が必要。 |
| 久保公会堂 | 一般開放はしておらず、地域住民の福祉対策のために地元自治会のみ利用可能。災害時の運営対応など検討が必要。 |
| 青柳福祉センター | 1階は子どもたちのたまり場にもなっている。有効に活用できていない空間もあることから、施設機能について検討を行い、必要に応じて改修する。 |
| 中平地域防災センター | (谷保圏域参照) |

⑥ ㊦：子ども施設

| | |
|---------|---------------------------------------------|
| 矢川学童保育所 | 第六小学校建替えと併せて、施設一体型または施設内別棟として新たな施設整備の検討を行う。 |
| 矢川児童館 | 矢川プラスに統合。館全体の魅力を出せるように常に運営を工夫する。 |
| 西保育園 | (西圏域参照) |

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

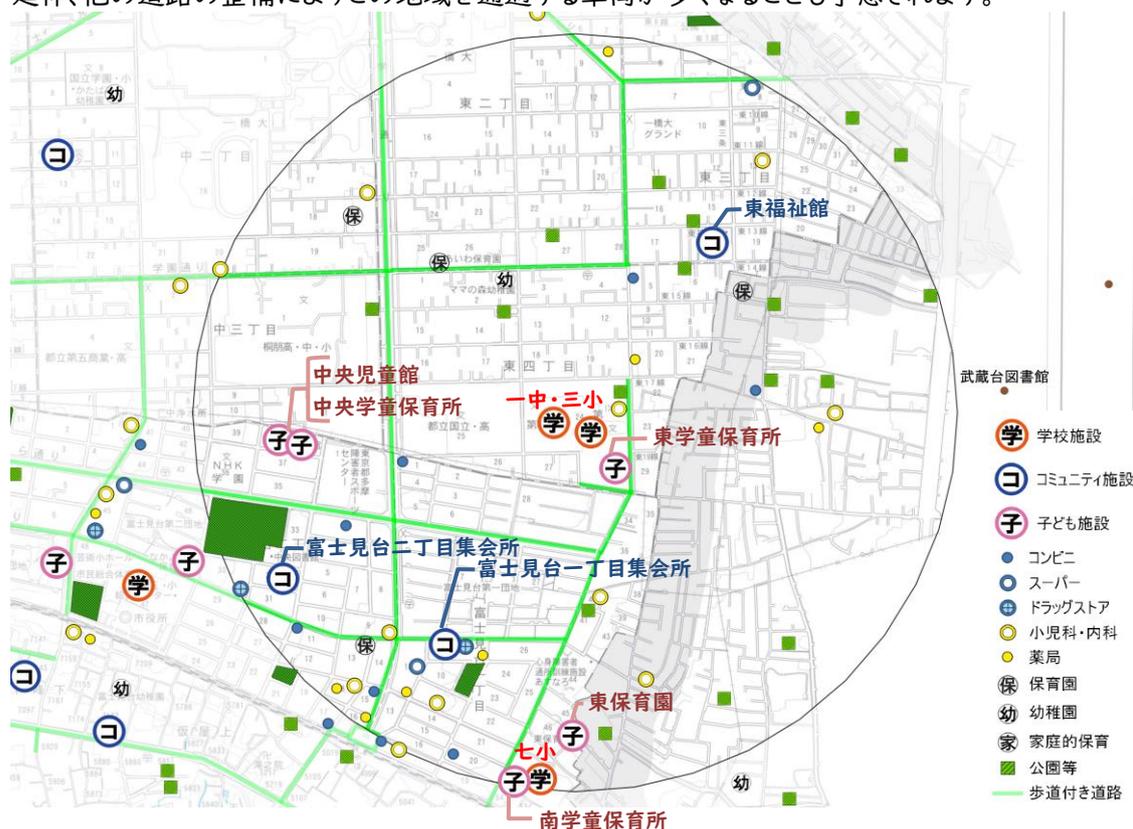
| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|----------------|------------|------|------|------|------|------|
| 第六小学校 | | | | | | | |
| 四軒在家福祉館 | | | | | | | |
| 矢川学童保育所 | | | | | | | |
| 西保育園 | | | | | | | |
| 矢川プラス | | 新築工事 工事 | 工事 | | | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| 第六小学校 | 建替え(2027~2032) | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

4) 東圏域

■現状

市立第三小学校、第一中学校が隣接し並んでいるのが大きな特徴です。また、他にも公立、私立の学校施設が多くあるうえに住宅街となっていることから、閑静な環境です。しかし、さくら通り延伸、他の道路の整備によりこの地域を通過する車両が多くなることも予想されます。



■防災面の評価

第三、第七小学校、第一中学校が指定避難所である他、都立国立高校の体育館も避難所候補施設として見込まれており、収容可能面積は他圏域と比較しても高い数値であり、周辺からの避難者が多い地域と考えられます。また、東福祉館も他のコミュニティ施設と比べ収容可能人数が多いことも特徴的です。

学校施設に再編においては更に機能を向上させることを目標にするとともに、国立高校との連携も引き続き行われていくことが重要です。

■基本サービスの充足評価

住宅密集地と駅周辺地が混在している事から偏りがあるように見られますが、サービスは充足していると言えます。

また、この地域は大規模な都営団地があり、そこにも商店や公園機能や集会所などがあることも考慮する必要があります。

圏域面積の1/3程度(圏域東側)は府中市であり、第三小学校付近から以南の地域ではほぼ傾斜なく行き来できることから、府中市域にあるサービスを利用できる状況もあります。

■公共施設の重点課題

(学校)

第三小学校と第一中学校が隣接していることから、第一中学校の建替え検討の際には一体的な敷地利用も念頭に多角的な検討を行う必要であると考えます。しかし、建替え時期に数年のズレがあることや、その時期には複数の学校施設建替え計画が重なることへの留意が必要です。

(子ども施設)

圏域内には中央児童館や谷保第三公園がありますが、大学通りより東の地域に住む子どもや子育て世代は大学通りの往来を必要とします。大学通り以東の地域における、子育て・子育て施設の在り方について検討する必要があります。

■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- この圏域においては、第三小学校と第一中学校の一体的な整備計画が周辺環境に大きな影響を与えることが考えられます。

公共施設保全計画によると、第一中学校屋内運動場が2029年に、同校校舎棟が2031年に耐用年数を迎え、第三小学校校舎棟の2036年と最大で7年程度の建替え時期のズレが生じることとなります。このことから、一体的な整備方針について早々に検討を開始することが必要であるとともに、学校生活への影響を考慮した綿密なスケジュールを立てることが重要となります。

その際、隣接する都立国立高校において改築計画等、工事の予定が無いか確認し、ある場合は配置計画への影響や工事期間中における車両の通行や近隣への騒音対策などを調整しておく必要があります。

このことから、第三小学校、第一中学校及び国立高校を考慮した、新しい学校施設の整備が期待できます。

- 圏域内に中央学童保育所がありますが、大学通りを境界にして東側の地域には子どもの施設がありません。また、同じ地域においては他の地域と比べて比較的規模のある公園も少ない状況です。

このことから、第三小学校、第一中学校の整備において、公園機能も併せ持った施設の整備という側面からの検討もされることが望まれます。

- さくら通りは「都市計画道路3・4・5号線」として将来的に、東は東八道路、西は青柳大通りを通り、立川通りまで接続される予定です。この整備が完了すると圏域内の車の流れが大きく変わり、交通量が増えることが予想されるとともに、公共交通の要望や人々の往来にも変化が生じると思われます。

圏域内で最も早い建替え事業は第三小学校と第一中学校の整備事業になる見込みですので、この地域の特性と将来の都市構造を踏まえた施設整備となるよう、時間を掛けた検討がされることを望みます。

| 2. 規模・配置の適正化 | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ | 市ではこれまで概ね半径 500mの円を1つの基準として持ちながら、地域の実情を鑑みて集会所機能を設置してきました。 東圏域で見ると東福祉館と富士見台一丁目集会所が概ね1kmほど離れており、その中間に第三小学校が位置しています。 このような状況から、東福祉館もしくは富士見台一丁目集会所を第三小学校に統合することは避難所候補施設としての役割から好ましくないと考え、中・短期的には現状の配置を維持する方向が望ましいと思われれます。 しかし、様々な室を有する東福祉館は時代と共に変化するであろうニーズを捉え対応することが必要です。検討に際しては、一体的管理を行っている東京都所有の集会室の運用と併設されている図書館分室の在り方も含めて検討する必要があります。 |
| ○ | 現在、東学童保育所は第三小学校校庭の一部を活用して設置されています。フェンスにより明確に敷地を分けられている状況ですが、第三小学校を改築する際は学校施設への併設の他、敷地を有効活用できるよう、先に改築事業を行う学校施設を参考に設置されることを望みます。 |
| ○ | 第三小学校と第一中学校の建て替えを一体的にすることで、例えばプールや体育館、さらには特別教室といった一日の中で恒常的に使用しない機能を共有化することが構想できます。これにより、効率的な施設整備につながることを期待できます。 |
| 3. 効果的・効率的な管理運営 | |
| ○ | 東福祉館は築 40 年を超え、給排水管等を含めた設備面の老朽化と内装の劣化が表れてくることと思います。当面、現施設を使用して行くことを考え、毎年度の適切な点検を行い、災害時においても支障なく使用できるよう保身に努めていくことが望まれます。 |
| ○ | 富士見台一丁目集会所はマンションの1階を借り運営されています。その為、内装改修以外についてはマンション全体の修繕計画等によります。市は指定管理者を通じてマンションの修繕計画を把握し、特に災害時の利用に支障を来す工事等の予定が無いか確認を怠らないよう管理運営する必要があります。 |

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

④ : 学校施設

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三小学校 | 圏域の核施設として第一中学校と共に位置付ける。 保全計画上の建替えは 2036 年頃になるが、隣接する第一中学校の建替え事業時に併せて合理的な配置や機能整備を含めて計画を行う。 |
| 第七小学校 | 職員室がある西側校舎が先行して 2037 年頃に建替え時期を迎えることになる。 長期あるいは超長期における財政収支と教育環境を併せて、望ましい事業の進め方について第一期期間中に検討を行う必要がある。 |

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第一中学校 | 圏域の核施設として第三小学校と共に位置付ける。 2032年に耐用年を迎えることから、2025年頃より建替え事業について第三小学校を含めた検討を開始する。 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|

㉔：コミュニティ施設

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| 富士見台一丁目集会所 | 民間施設の一室を借りて運営している。施設所有者と将来的な施設の在り方について定期的な意見交換を行いながら、管理・運営していく。 |
| 富士見台二丁目集会所 | (富士見台圏域参照) |
| 東福祉館 | 防災面でも地域の重要な施設である。保全計画上の耐用年までの使用を目標に、時代に即した機能となるよう終期までの改修計画を検討する。 |

㉕：子ども施設

| | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 東学童保育所 | 第三小学校の建替え時期に合わせて統合する |
| 南学童保育所 | 第七小学校の方針と併せて統合等を図る。 |
| 東保育園 | 『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。ただし、築40年を経過し施設が老朽化していることから、早期に保全を主目的に改修計画を検討する。 |

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|------------------|------|------|------|---------------|------|------|
| 第三小学校 | | | | | | | |
| 第七小学校 | | | | | | | |
| 東福祉館 | | | | | 外壁改修 調査 工事 | | |
| 南学童保育所 | 中規模修繕 実施設計 工事 | | | | | | |
| 東保育園 | | | | | 外壁改修 調査 工事 | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| 第三小学校 | 建替え(2033~2038) | | | | | | |
| 第七小学校 | 建替え(2029~2034) | | | | | | |
| 第一中学校 | 建替え(2026~2031) | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

5) 富士見台圏域

■現状

市役所庁舎をはじめ、全市施設が多く集まるエリアであるとともに、谷保第三公園など都市公園も多くあります。また、大学通り、さくら通りをはじめ、国立富士見台団地などの樹木が多く緑視率が高い地域であり、来訪者に「自然豊かな国立」のイメージを与えている地域の1つです。



■防災面の評価

市役所、総合体育館、芸術小ホールなど大規模な施設が集約されていますが、災害時は避難所ではなく災害対策本部等、行政機能運営のための施設として位置付けられており、公共施設数は多いですが避難所施設は他の圏域とほぼ変わりはありません。

圏域内では第五小学校の建て替えが検討されているため避難所面積は増加すると考えられますが、総合体育館などは避難所として考えられてしまい混乱を招く可能性もあることから、圏域内の施設再編を検討する際には災害時の行政機能と市民対応の両面から検討することが望ましいと考えます。

また、それら施設は南武線以北の施設であることに十分留意し、南武線以南の地域については地域集会所の機能と配置を自治会の様態に合わせて再評価するとともに谷保圏域と併せて検討する必要があります。

■基本サービスの充足評価

この地域の特徴として都市公園が多くあり、富士見台地域の東西を軸としてバランス良く配置されています。特に谷保第三、第四公園は圏域内だけでなく、全市から市民が訪れる公園として捉え、矢川上公園など他の大規模都市公園とともに今後の在り方や必要機能を整理していく必要があります。

また、児童遊園も比較的バランスよく配置されていますが、集中している箇所については配置の適正化を図るとともに、機能の整理が必要であると考えます。

その他サービスも充足していると評価できます。

■公共施設の重点課題

(富士見台地域重点まちづくり構想)

構想の概要・検討状況は後述しますが、この地域は最もバックキャストイング(P6参照)の考え方を取り入れ、20年程度先の姿を描きながら、直近の課題である第五小学校の建替えを考えていく必要があります。

特に市役所、総合体育館、芸術小ホール、第五小学校、学校給食センター、谷保第四公園が設置されている一団の土地は広大なながらも、各施設を運営しながら新たな施設を敷地内に建設していくほどの余裕(空地)はありません。その為、移転あるいは仮設庁舎等を建てることのできる谷保第三公園などの周辺の大規模画地と併せて事業を計画する必要があります、その議論は第五小学校の建替え、学校給食センターの移転が予定されている今から始める必要があります。

また、保健センターは50年間の借地契約が2028(令和10)年12月31日に満了となることから、併せて早期に様々な方向性を検討し、関係者等との協議を行うことが重要になってきます。

この圏域は他の圏域と比較して大きな変化が想定され、新しい国立市を象徴する再編が期待される一方、再編のための費用と時間は非常に大規模なものとなり、市民の皆様への影響が大きくなる可能性が高いため、多くの案の考察と丁寧な検討が求められます。

■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- 圏域内のコミュニティ施設では洋室が整備されているコミュニティ施設は貸部屋の稼働率が高く、逆に和室のみの施設は低い傾向にあります。

実際、富士見台二丁目集会所では平成28年度に2室のうち1室を洋室に改修したところ、以降の年度では利用件数が増加傾向です。

| 年度 | 利用件数(件) | |
|--------------|---------|---------------|
| 2013(平成25)年度 | 879 | |
| 2014(平成26)年度 | 903 | |
| 2015(平成27)年度 | 903 | |
| 2016(平成28)年度 | 734 | ※工事期間の影響による減少 |
| 2017(平成29)年度 | 912 | |
| 2018(平成30)年度 | 1029 | |
| 2019(令和元)年度 | 1014 | ※未確定(未集計期間あり) |

このことから、今後、コミュニティ施設としての機能を検討するとともに、部屋の造りにも着目し、時代に合った施設として改修あるいは機能の転換を図り、市民ニーズに対応していくことが必要です。

- この圏域は市役所、総合体育館、芸小ホール、中央図書館のほか、保健センターや福祉会館など全市施設の中でも市民利用が高く、災害時に様々な拠点となる施設が集中しています。圏域施設は日常生活において市民の方に満足な利用をしてもらえるよう、市が主体となって市民の意見を聞き、管理運営を行っていきませんが、前述の全市施設のうち中央図書館と保健センター以外の3館は指定管理者に委託しています。

2016(平成28)年8月に市が実施した公共施設に関する市民アンケート調査では、利用度は図書館と比較して高いとは言えないものの、満足度は70~80%と高い傾向にありました。

引き続き、指定管理者との連携を高め、継続して利用者に満足してもらえる施設の運営を行い、魅力を高めていけるよう努めていくことが望まれます。

また、大型施設であり、容易かつ短期間で改修を行うことは難しいことから設備を含めて計画的に改修を行っていく必要があります。

工事が市民利用の他、地震等の災害時にどのような影響を及ぼすかについて指定管理者と十分な協議を行い、日常点検の結果も踏まえて中・長期の視点も併せ持った事業計画の悪性が望まれます。

2. 規模・配置の適正化

- 施設配置に関してはバランスよく配置されていると考えられます。今後は市役所を中心とする富士見台二丁目エリアにおける施設再編に併せて、施設の統廃合(複合化)を検討していく必要があると思われます。

その際には「1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備」で述べたように、この圏域にある全市施設は防災機能上、重要な拠点となる施設が多いことから日常利用と共に災害時の連携も視野に入れた複合化及び配置が重要となります。

可能な限り各施設の機能を停止させることなく、新たな施設を整備していく方法が望まれることから、第五小学校改築事業と時期を合わせて、将来的な施設の配置状況と想定される影響を検討していくことが重要です。

- 第五小学校の建替え事業に伴い、第五小学校児童が通う中央学童保育所は同校に併設もしくは複合化される事が市の基本的方針からも考えられます。

現在、中央学童保育所は中央児童館と出入り口を共有しており、1階を児童館、2階を学童保育所機能として使用しています。また、内部で行き来出来ない状況ですが、福祉会館と同一の建物で運営されています。

学童保育所の移転後、中央児童館の機能をどのようにしていくか、学童保育所の移転と併せて全学的な子どもの居場所を踏まえた検討を十分に行い、新たな子ども政策の需要に現在の学童施設の部分を転用して対応する他、児童館も併せて移転し、空いた空間を他の用途で使用するなど新規施設整備は抑制しつつ、現在ある資産を有効活用するための検討が望まれます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- コミュニティ施設は外壁調査に併せた定期的な保全に努め、各年の施設整備費の平準化に努めることとします。

- 第五小学校の改築事業を始まりとして、今後20年程度で市役所、総合体育館等を含めた大型施設の改築事業が予定され、その事業規模の総額は莫大な額になることが考えられま

す。建て替えまでは保全計画の他、設備点検結果や日常の管理を踏まえて、残りの使用予定期間に見合った保全に努め、コスト縮減を図る必要があります。

- 公民連携で事業を推進する施設は他市事例も参考に、施設の魅力をより高めるとともに、より効率的な施設管理のノウハウ導入、財源の確保なども含めて一元的な機能向上とランニングコストの削減を図っていくことが望まれます。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

㊦：学校施設

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第五小学校 | 圏域の核施設として位置付ける。2028年までに建替えを行う。 2021年にマスタープランの検討に入り、2022年より基本設計に着手する。 |
| 第一小学校 | (谷保圏域参照) |

㊧：コミュニティ施設

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 富士見台二丁目集会所 | 建物は市有だが、借地である。施設機能を維持しながら近隣の公共施設建替え時期に合わせて複合化等の検討を行うことが望ましい。 |
| 石神集会所 | (谷保圏域参照) |
| 千丑集会所 | (谷保圏域参照) |
| 富士見台一丁目集会所 | (東圏域参照) |
| 富士見台防災センター | (富士見台圏域参照) |
| 坂下集会所 | (谷保圏域参照) |

㊨：こども施設

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 中央学童保育所 | 五小建替えに併せて複合化の検討を行う。 |
| なかよし保育園 | 『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。 |
| 本町学童保育所 | (谷保圏域参照) |
| 中央児童館 | 第五小学校建替え時には、同校敷地内への移転の可能性や市役所等と併せた富士見台地域の一体的な整備について検討を行う。 |

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|----------------|------|-------|------|-------------|------|------|
| 第五小学校 | | 建替え | | | | | |
| | | MP | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | 工事 |
| 千丑集会所 | | | | | 大規模改修 | | |
| | | | | | 実施設計 | 工事 | |
| なかよし保育園 | | | | | 外壁改修(中規模修繕) | | |
| | | | | | 調査 | 工事 | |
| 総合体育館 | 中規模修繕 | | 設備改修? | | | | |
| | 実施設計 | 工事 | | | | | |
| 芸小ホール | | | | | 大規模改修 | | |
| | | | | | 実施設計 | 工事 | |
| 中央図書館 | | | | | 外壁改修 | | |
| | | | | | 調査 | 工事 | |
| 福祉会館 | | | | | 外壁改修 | | |
| | | | | | 調査 | 工事 | |
| 保健センター | 大規模改修 | 外壁改修 | | | | | |
| | 工事 | 調査 | 工事 | | | | |
| 教育センター | 矢川プラス新築(複合化) | | | | | | |
| | 工事 | 工事 | | | | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| 本町学童保育所 | 建替え(2029~2032) | | | | | | |
| 市役所庁舎 | 建替え(〇~2039) | | | | | | |
| 総合体育館 | 建替え(〇~2044) | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

「富士見台地域重点まちづくり構想」

多くの公共施設があり、国立富士見台団地がある富士見台地域は、地理的にも市の中心となる地域です。市では、まちづくりの方向性を示した「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」(平成30(2018)年2月策定)の実現を図るため、平成30年度より3か年計画で、「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」(以下「重点構想」という)の策定に向けて取り組んでいます。

今後の公共施設の再編や更新については、富士見台地域のまちづくりと連携して検討することが必要です。

【 国立市富士見台地域重点まちづくり構想の概要 】

1) 検討体制

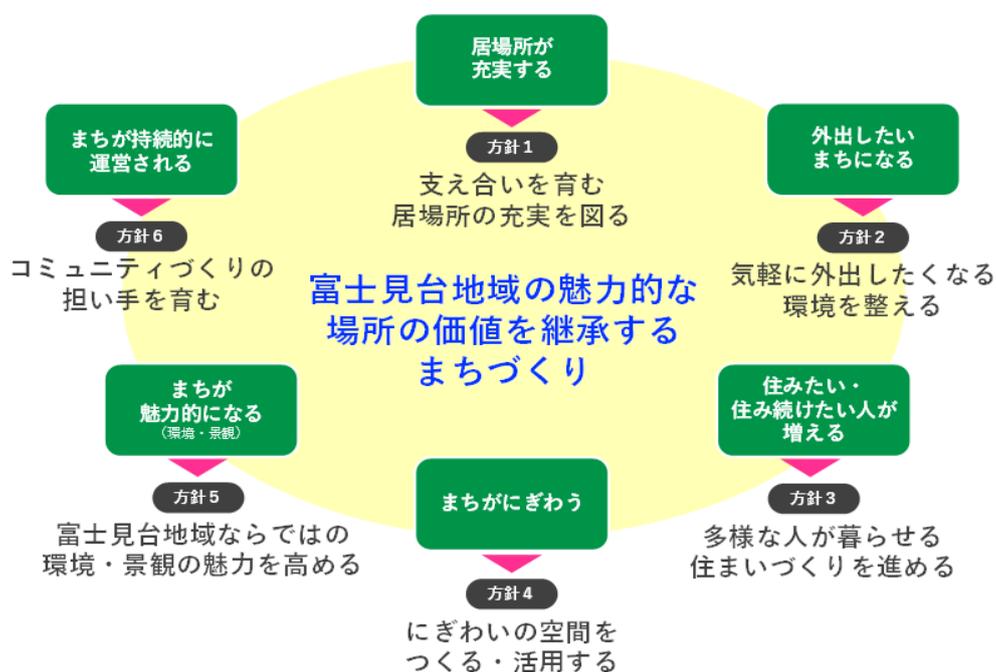
「重点構想」は、行政施策の視点(市)、生活実感の視点(市民)、専門的な知見(専門家)という3つの視点による横断的検討を行っています。特に「重点構想」には、市民の暮らしの視点が欠かせません。そのため、市では住民主体の「国立市富士見台地域まちづくり協議会」(以下「協議会」という)を設置しました。

さらに「協議会」では、市民による「重点構想」をつくるため、広く市民の参加を得て構想を検討する「富士見台ミーティング」(オープン参加型ワークショップ)を主催しています。また、行政内部では、富士見台地域まちづくり担当と資産活用担当をはじめとした関係各課が、密に連携しながら検討を進めています。

2) 検討状況

「重点構想」は、富士見台地域の魅力的な場所の価値を継承するまちづくりを基本的な考えに据えており、これまでに6つの方針が整理されました。今後は、現状のまちの価値と将来のニーズを重ね合わせ、重点的に取り組む事業とエリアを絞り込み、令和2(2020)年度中に、「重点構想」として示される予定です。

図表14 整備方針の考え方(6つの方針)

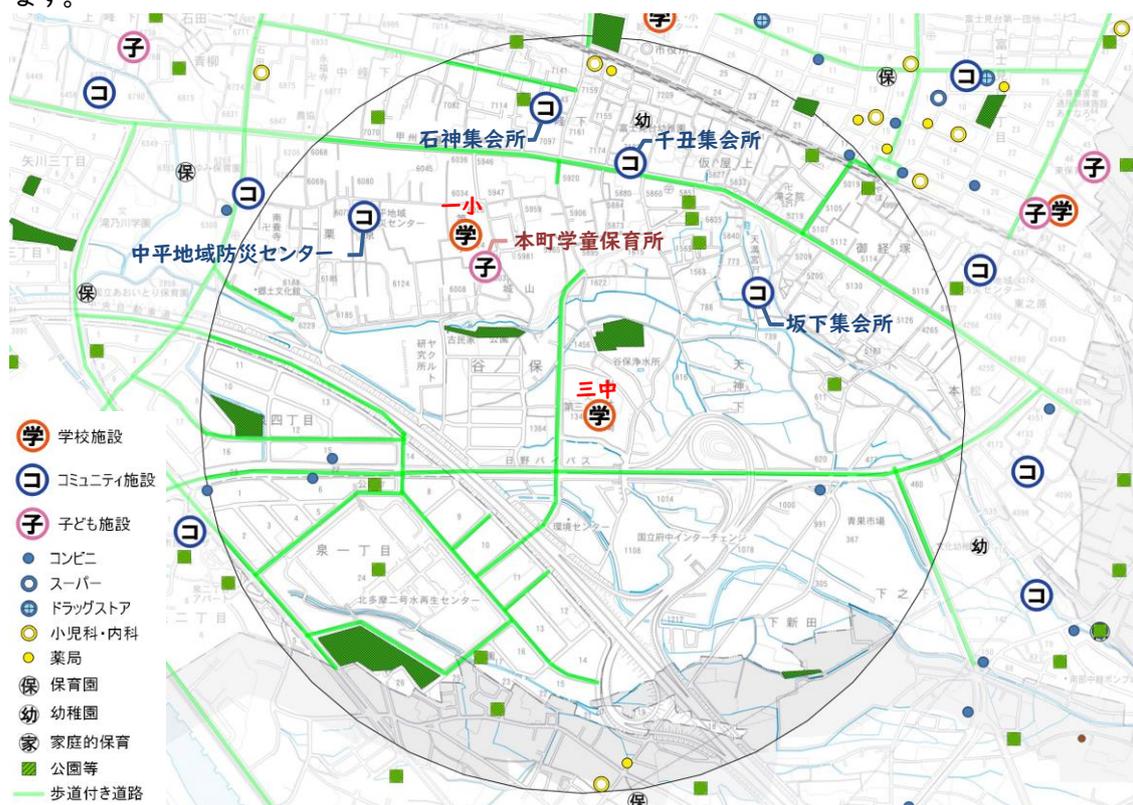


6) 谷保圏域

■現状

圏域南側(日野バイパス(国道 20 号線)以南)と南西側(寺之下地区地区計画区域)は準工業地域に指定されていることから住宅用地が少ない状況です。また、中央自動車道・国立府中インターチェンジもあることから立地要件を活かした企業が多く、東京多摩青果市場、北多摩二号水再生センターなど敷地面積が大きい企業も多いことが特徴です。

また、他圏域として比較して病院・診療所、スーパーマーケットが無いことも特徴として挙げられます。



■防災面の評価

避難所等は圏域の北側に集中しており偏在しているとも言えますが、日野バイパスから南側は準工業地域であり住宅が少ないことを考慮すると著しく配置が悪いとは言いきることは出来ないと思われます。

むしろ、この圏域では他の地域以上に、地震と水害の両面に対して対応できる防災機能を有した施設整備と、周辺地域に避難するための道路整備が求められると考えます。

特に多摩川河岸から青柳段丘にかけての地域は浸水想定区域に指定されていることから、今後の公共施設の整備においては、避難所等の施設規模・配置と併せて、地上から床下(避難床)までの高さの確保、崖線上の浸水想定区域外への移動を考慮した道路整備の検討も必要であると考えられます。

■基本サービスの充足評価

遊園と地域集会所以外の項目が全て6圏域平均値を下回っております。

特に「病院・診療所」「調剤薬局」と「スーパー」「ドラッグストア」は皆無であり、対応の検討が必要であると言えます。しかし、本圏域内の南側の多くは準工業地域であるとともに、生産緑地が広がる田園風景を保存する地域であることから、圏域内で全て整備することは困難であると考えられます。そのため、谷保圏域に隣接する泉連結圏域、谷保東圏域と併せて検討することが重要であると考えます。

本地域は特に、不足するサービス機能を誘致する手法などが検討できないかという視点を持って公共施設の再編を進めることが望ましいと考えられます。

■公共施設の重点課題 (学校施設)

圏域内の住宅数は、他の圏域と比べると少ないですが第三中学校周辺では宅地開発が進んでおり、一戸建て住宅が増えています。今後、日野バイパスと東八道路の接続がされると、更に、圏域内の人口増加が見込まれます。

第三中学校周辺には他の公共施設が無いことから、学校に地域のつながりを強化するような機能を付加させる検討が必要です。

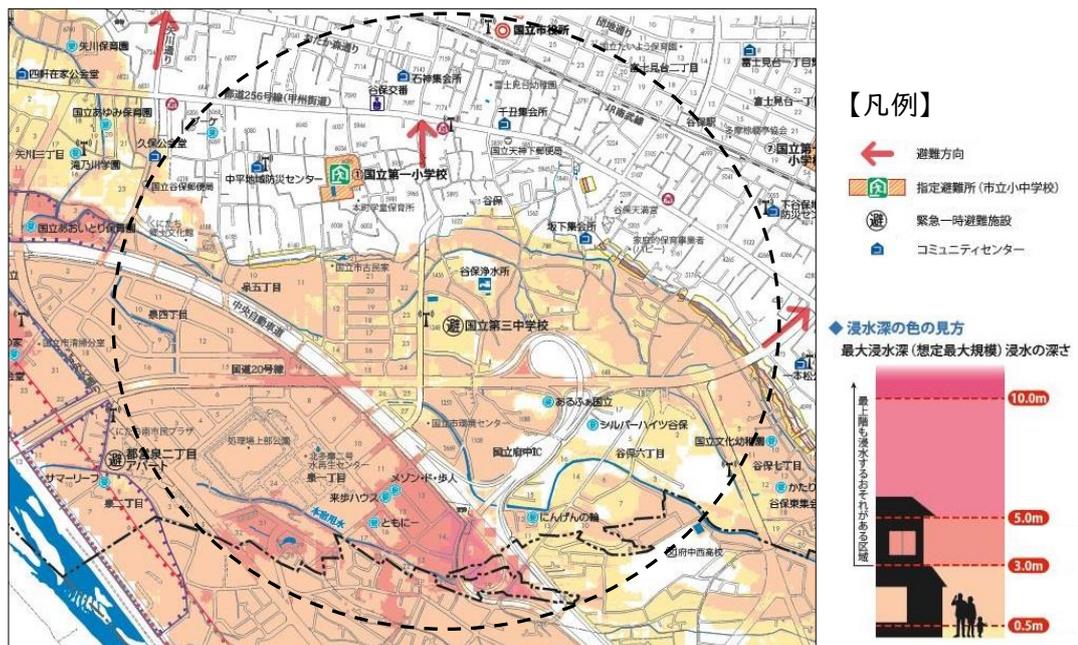
■圏域内における公共建築物の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○圏域の多くを占める青柳段丘崖以南の多摩川沖積地が多摩川浸水想定区域に指定されています。200年に1度程度、2日間で457mmという大雨により多摩川が氾濫した場合の浸水状況を想定したものであり、最大で5m～10mの浸水深に及ぶと予測される地域もあります。

図表15 圏域内及び付近の浸水想定状況



引用：『くにたちの災害対策～あなたと家族を守る取組み～』2019(平成31)年3月発行

- 直近では、2019(令和元)年10月に発生した台風19号の際に多摩川氾濫が危ぶまれ、避難準備・高齢者避難開始が発令され、市内7か所の施設が自主避難所として開設されました。

実際、圏域北側にある市立第一小学校に避難者が集中したことにより他の学校または地域集会施設への避難を呼びかける状況となる一方で、当日開設された施設のうち、第一小学校に最も近かった千丑集会所は避難者無しでした。

このことから、現在の地域集会所等が避難所を補完する「避難所候補施設」として認識されていないこと、あるいは施設が広く認知されていないことも要因にあると考えられます。特に、この地域にある公共施設は地震だけでなく、台風など大雨の際にも避難所機能として稼働されることを想定した機能を有するよう整備するとともに、認知を図っていくことが重要になります。

2. 規模・配置の適正化

- 施設全体の配置について、現在の施設の規模・機能で考えると概ね適切であると考えられますが、施設の改築を行う際には人口や利用状況などを鑑みて、より良い施設の可能性を探るため、規模の見直し及び統廃合の検討を行うことは必要と言えます。

また、現在、国立第三中学校は地震時には避難所として指定されていますが、水害時は避難所とされていません。これは、水害は地震と異なり一程度の予測が可能で、他の圏域にある浸水の恐れのない施設に避難することが可能であるとの考えによります。

- 第三中学校においては、水害対策も想定した施設機能の確保が必要といえますが、一時避難場所として隣接する圏域の施設と一体的な検討を行うことが重要となります。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 圏域内の都市公園は他の圏域と比較してもそれぞれの個性に溢れた公園と言えます。どの公園も利用の目的に応じた魅力的な要素を有していますが、管理運営においてより柔軟かつ適切に行われると、今以上の満足度を利用者感じてもらえ、利用者も増えると思われます。

法令の改正により、民間のノウハウを活用しやすくなったことから、市が全て考え実施するという発想ではなく、連携して管理運営していく考え方も持った検討を望みます。

- 安心・安全の確保はもちろんのこと、避難所機能として水害時における学校施設の利用を想定し、にも支障なく施設が使用できるよう、設備の改修も含めて定期的な点検と長期的な改修計画を持って管理運営していくことが必要です。

- 第三中学校では市民要望の高かった校庭夜間照明が2015(平成27)年度に設置されています。夜間照明は近隣に配慮し、影響を考慮したうえでの設置となることから、市内では1校のみとなっています。この特徴を活かすため、夜間のスポーツスクールやイベントなど公民連携による事業の展開により、部活動や校庭開放の貸出し以外にも、施設機能を活かしたサービスの提供と効果的な施設の運営につながると考えます。

なお、夜間照明の利用者には受益者負担適正化の観点から電気使用料を徴収しています。

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

④ 学：学校施設

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一小学校 | 建替え時期が第3期(2040年)以降であり、耐震化工事から長期間経つことから、定期的な点検を重視し、必要な修繕を実施する。 |
| 第三中学校 | 圏域の核施設として位置付ける。 市内で唯一夜間照明が設置されていることから、夜間における地域開放のモデルとして利用状況・意見の集約や、今後の活用の検討などを行う。 |

⑤ コミュニティ施設

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 坂下集会所 | 近年の利用者数をみると増加傾向にあるが、全体的には低い数字である。 たとえば、和室から洋室へ転換したりするなど、時代に合わせた使いやすい施設機能の検討を行う。 |
| 千丑集会所 | 集会所全体の中でも施設利用者が少ない。まもなく、築後40年を迎えることから長寿命化の保全に併せて、施設機能の見直しを行う。 |
| 石神集会所 | 集会所全体の中でも施設利用者が少ない。まもなく、築後40年を迎えることから長寿命化の保全に併せて、施設機能の見直しを行う。 |
| 中平地域防災センター | コミュニティ施設として利用者は少ない。また、借地であることから将来的には第一小学校敷地への移転も視野に在り方を検討する。 |

⑥ こども施設

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 本町学童保育所 | 旧施設が2031年建替え年度となっているが、第一小学校の改築時期を見据えて、リースによる対応なども含めた改修の検討を行う。 |
|---------|---------------------------------------------------------------|

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

| 年度 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-------------------------|-------------|------|------|-------|------|------|------|
| 第一小学校 | | | | 中規模修繕 | | | |
| | | | | 実施設計 | 工事 | | |
| 中平地域防災センター | 大規模改修 工事 | | | | | | |
| 第二期期間中の主な計画(2028~2039年) | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

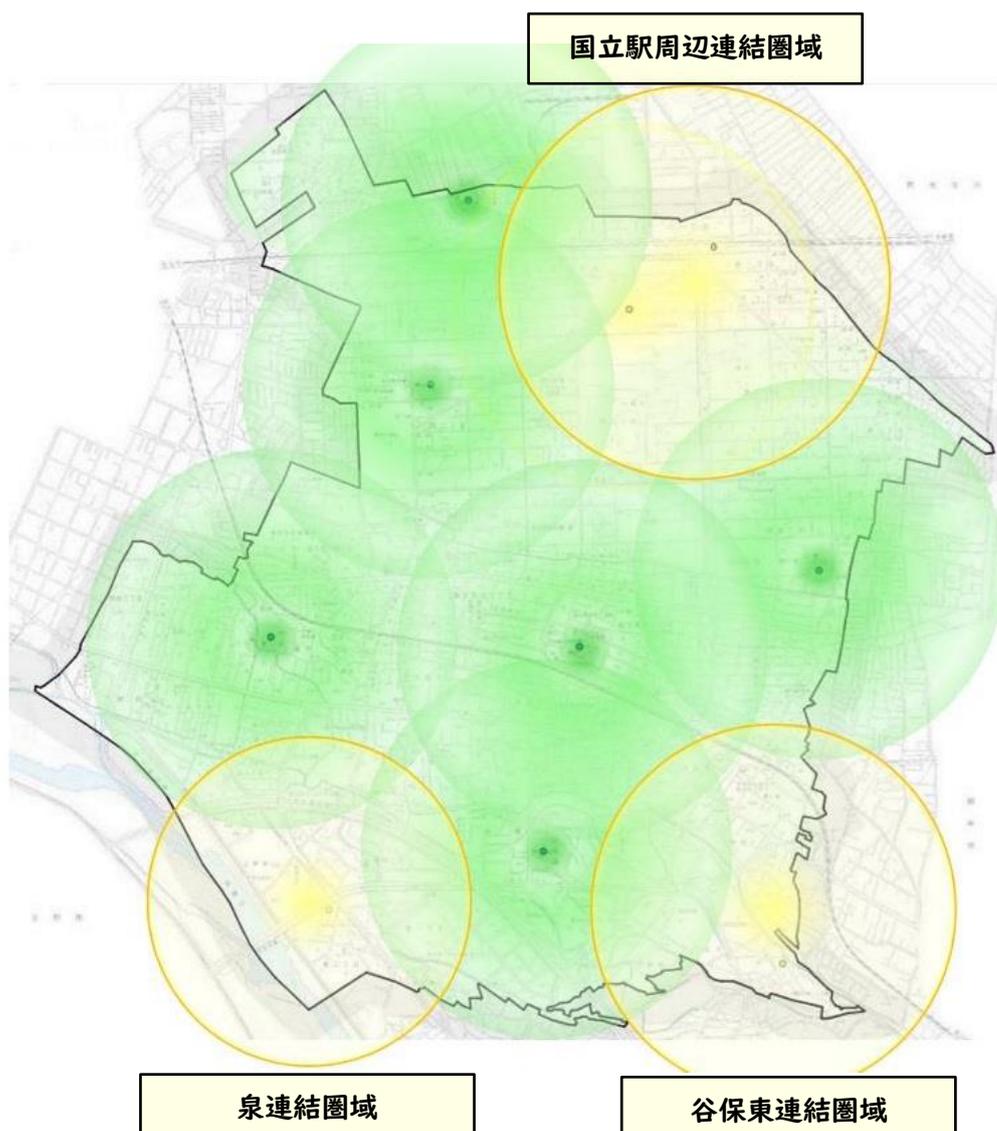
7) 連結圏域

○連結圏域とは

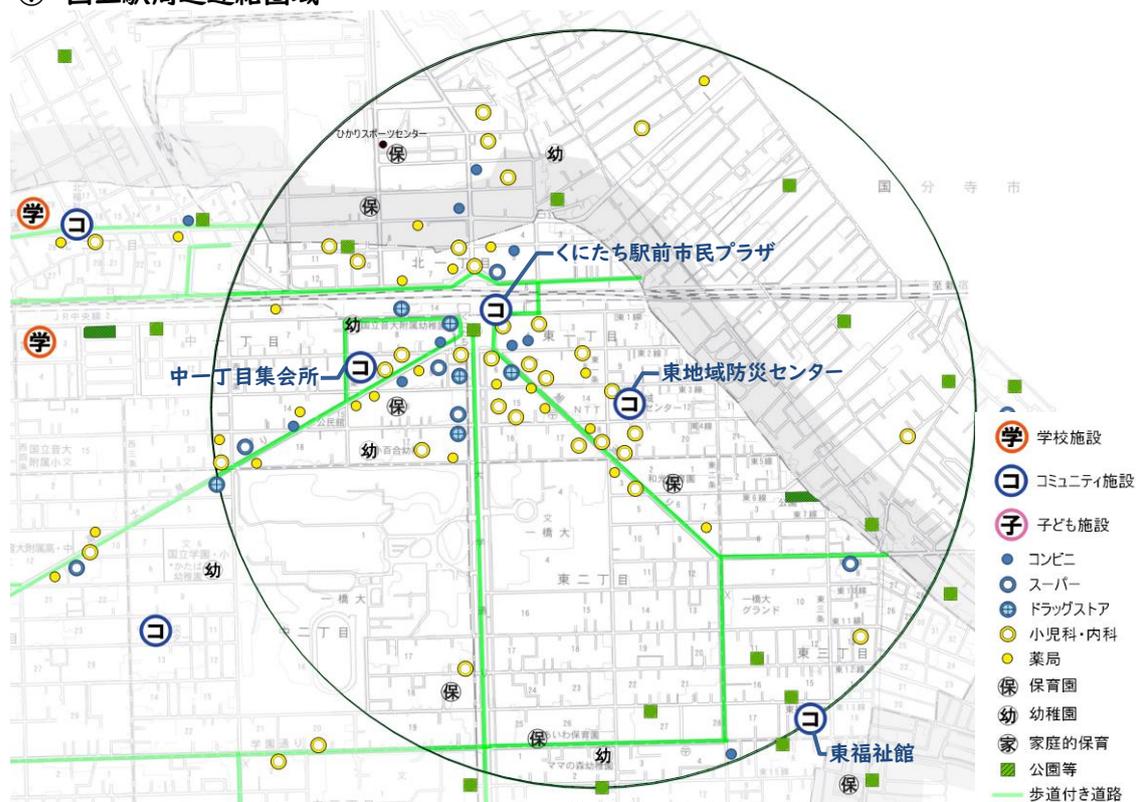
これまで確認した6つの圏域に含まれない以下の3つの地域は、JR中央線、日野バイパス、野猿街道、いずみ大通りなど交通機関、主要幹線が発達していて交通至便な地域です。各地域で差異はありますが、基本機能で各圏域よりも充実している地域もあり、地域内でコミュニティの形成に寄与する公共施設も規模は小さいながらも立地しています。

6圏域の考え方とは異なりますが、3つの各地域から圏域で示した800mの範囲には、各圏域の基本機能や公共施設があり、隣接する圏域の施設や基本機能を利用することが可能と考えられます。また、連結圏域内にある公共施設が建て替えや大規模改修を迎える際に、求められる施設利用形態に合わせた機能を備えることを検討するといったことも考えられます。このことで、利便性の高い交通網も活用して、連結圏域内だけでなく他の6つの圏域からも市民が利用しに来る施設・地域となることが期待されます。

図表15 連結圏域エリア図



① 国立駅周辺連結圏域



■防災面の評価

近隣住民が利用する避難所等の施設としては、東地域防災センターと中一丁目集会所のみであり、避難する場合は隣接する北・西・富士見台圏域にある施設に向かうことが想定されます。

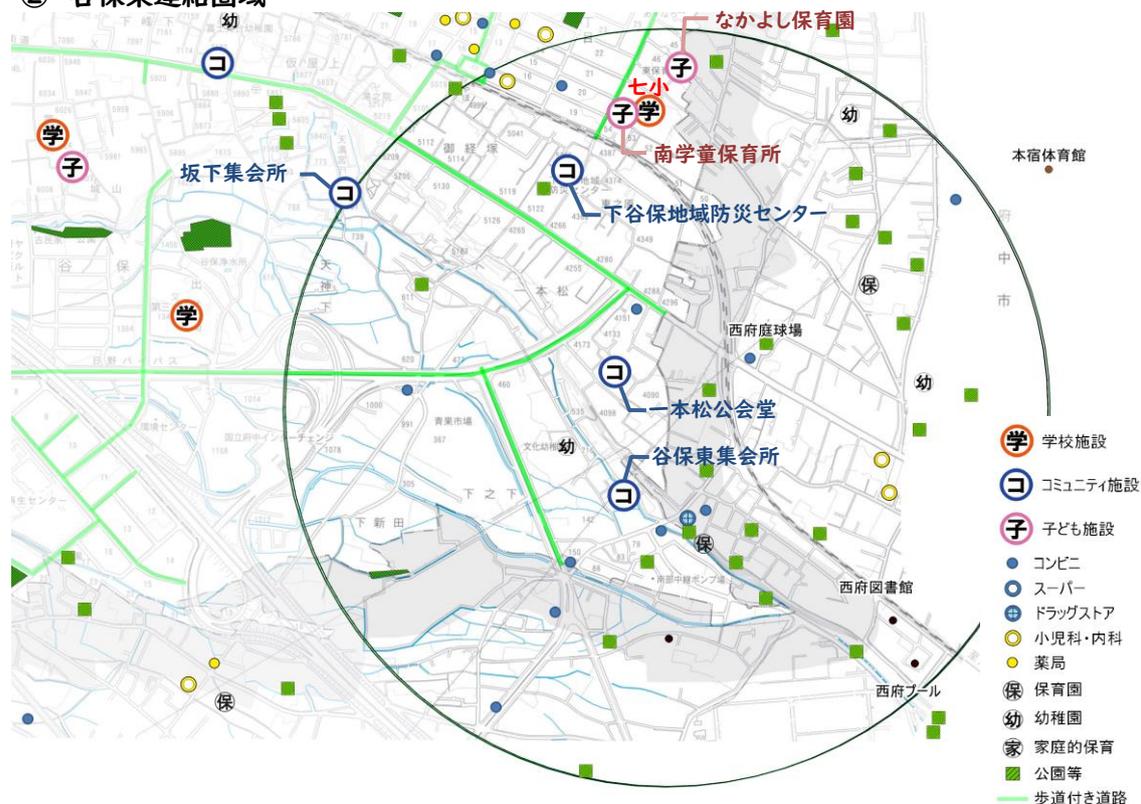
また、JR 国立駅があることから災害時には帰宅困難者が多く発生することも考えられます。現在、公民館が外国人の方の避難所として位置付けられていますが、他の施設を含めて発災から一定期間中についての避難者対応が出来るよう、災害時における施設の使い方と必要機能について検証・対応することが望まれます。

■基本サービスの充足評価

国立駅周辺が商業地域、近隣商業地域であることから商店街のほか、スーパーやコンビニ等の商店が充実しており、病院・診療所、調剤薬局も多くあります。

しかし、公園等が少なく子育て世代が気軽に遊ぶ、集まれる公共施設が少ない状況です。今後は現在の施設を維持するとともに、不足する機能を加えた新たな施設の再編を検討する他、公民連携による民間施設の利活用も併せて検討し、充実を図ることが望ましいと考えられます。

② 谷保東連結圏域



■防災面の評価

圏域北側には第七小学校がありますが、圏域の中心となる地域には広い面積を有する避難所等施設はありません。

隣接する富士見台圏域、谷保圏域の施設への避難を円滑にできるよう両圏域にある避難所等の規模を考慮するとともに、谷保東集会所の機能を再検証し、災害時の拠点として機能するような整備の検討が必要と考えられます。

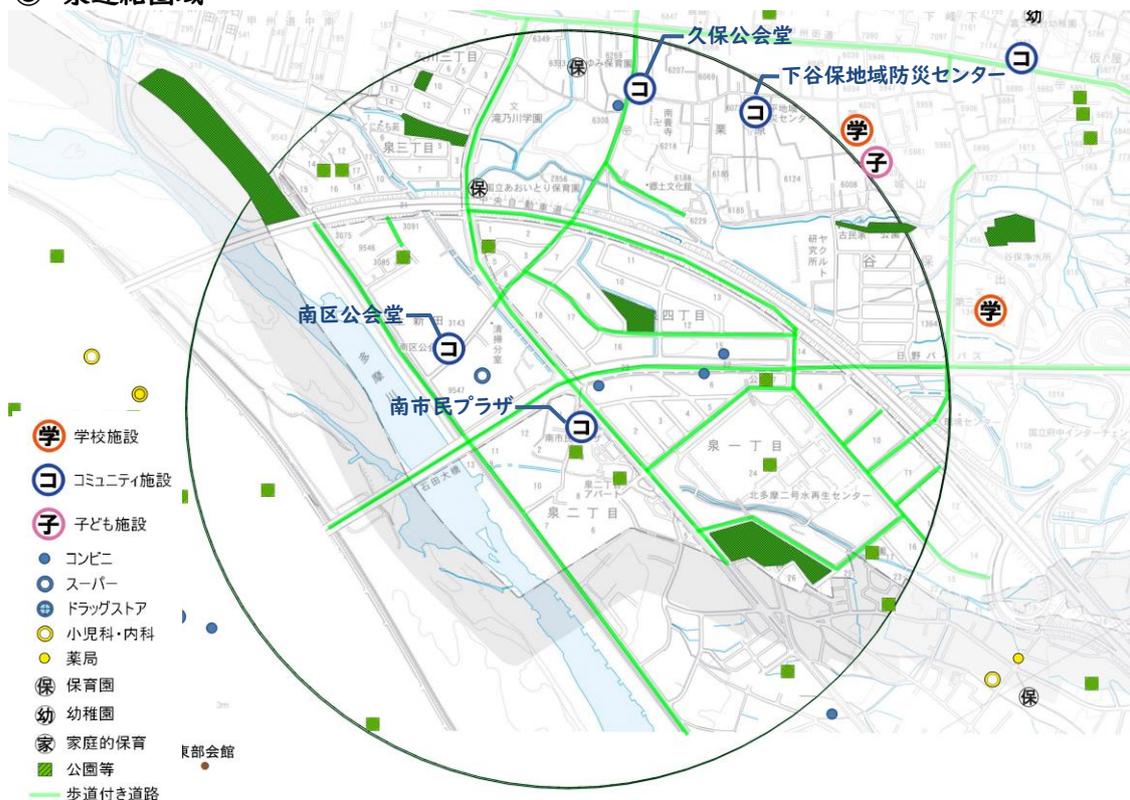
併せて、この圏域について府中市の施設利用も可能となるような相互利用の協議などの検討も望まれます。

■基本サービスの充足評価

連結圏域であることから圏域面積が小さいこともあり、市域内における基本サービスは不足していると考えられる項目が多くあります。しかし、公共施設が元々少なく、規模も大きくないことから統合による施設の機能向上や土地の利活用による対応は難しいと考えられます。

交通の利便性向上を推進し、隣接する富士見台圏域の機能を活用できるようにするとともに、企業誘致など民間との連携による基本サービスの充実、または、既に行われている図書館の相互利用と同様に府中市との相互連携における基本サービスの提供などの検討が必要と考えられます。

③ 泉連結圏域



■防災面の評価

本圏域に学校施設はありませんが、避難所候補施設として南区公会堂と南市民プラザが設置されています。

両施設については地震時の対応は十分に可能ですが、水害時については一部機能が利用できない恐れがあります。隣接する谷保第三中学校や他の公共施設を整備する際に水害時の避難場所として確保できるような検討を行う必要があると考えられます。

■基本サービスの充足評価

現在、PFI 事業として運営されているスーパーがあり、その他、ホームセンター、調剤薬局や飲食店、温浴施設も整備され充実した機能が確保されていますが、圏域範囲内に病院、診療所がありません。隣接する谷保圏域にも崖線下の地域には病院・診療所が無いことから、将来的な対応について検討する必要があると考えられます。

また、圏域内にある親水公園や谷保緑地、流域下水道処理場広場は静観な公園であり、広い面積が確保されていることから谷保第三公園、矢川上公園などと同様に広く市民に利用してもらえる公園といえます。これら施設へのアクセス、駐車施設などと共に、今後はより一層、各公園の特徴を活かした整備・運営が進められていくことが望まれます。

(4) 他市施設の相互利用

現在、国立市では立川市、国分寺市、府中市、日野市の4市と図書館の相互利用について協定を締結しています。最も早く相互利用を始めた府中市で見ると、累計 2,792 人の国立市民が府中市で登録を行っており、平成30年度実績値で 12,266 冊の貸出しが行われています。

この他にも、運動施設や公園などは所在地の関係なく、身近にある施設を利用することも多くあります。

本市における公共施設の再編については、これら他市施設の配置も把握・考慮しながら検討を進めていくことも必要です。なお、他市施設の配置等については、対象自治体の『総合管理計画（最新版）』や『個別施設計画』などを十分に理解し、必要に応じてヒアリングも行うなどの調査も併せて行います。

図表16 近隣市の配置状況



Ⅶ. 施設類型ごとのマネジメント

(イメージ)

(1) 行政系施設

1) 市役所庁舎

| 施設名 | 築後年数 | 延床面積 (㎡) | 借家 | 借地 | 無償借地 | 指定管理 |
|-----|------|----------|----|----|------|------|
| 市役所 | 43 | 9,530.94 | | | | - |

(1) 基本的考え方

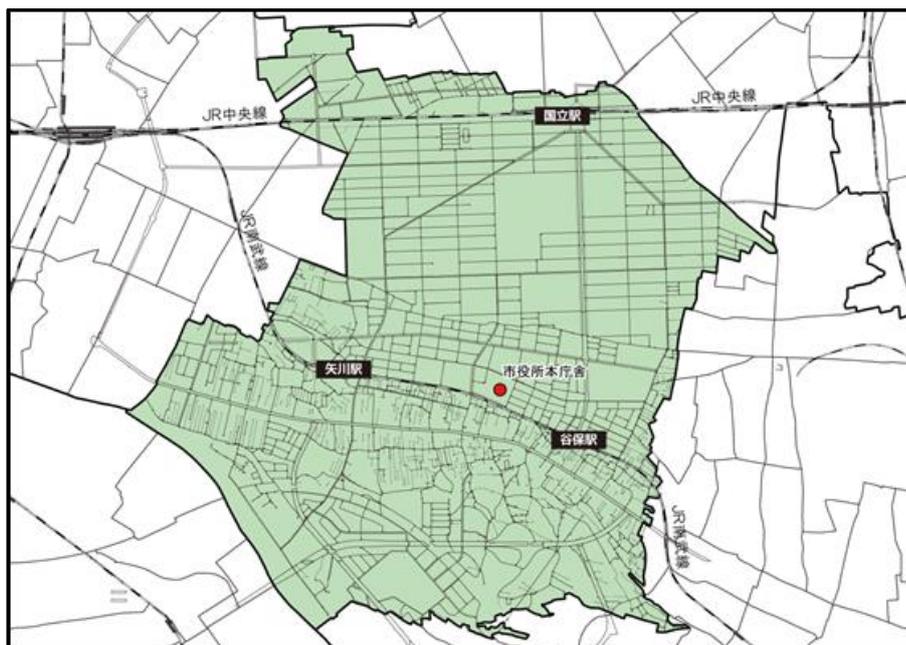
- ・ 耐震化工事は行いましたが、設備の改修が課題としてあり、特にトイレ改修については喫緊の課題であり、今後20年間は現施設を使用することになるため、改修内容と費用については慎重に判断し実施する必要があります。
- ・ 市の中心に位置しており、日常のアクセスや災害時の拠点としては、現在の場所は望ましいと考えられます。しかし、現在地で建替えることは大きな難しさがあるため、周辺の広大な土地との置換なども含め検討を行うことが求められる。

(2) アクションプラン

| 西暦 令和 | 第1期 | | | | | | | | 第2期 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|----|----|
| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | | | | |
| 計画 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | | | |
| | | | | | | | | 基本構想 | | | | | | | | | | | 設計 | 設計 | 工事 | 工事 | 工事 |

(3) 方向性

- ・ 第1期期間中に建替えに関する検討スケジュールと体制の協議を開始します。
- ・ トイレと空調設備の改修について検討を行います。
- ・ 執務室が慢性的に不足している為、引き続き、事務や会議室の在り方を全庁的に検討します。



○年次別事業計画一覧(第1期・第2期)

2020(R2)~23(R5)年度は実施計画に基づきますが、2024(R6)年度以降は保全計画を参考に作成しています。

| 所管課 | 用途 | 2020 R2 | 2021 R3 | 2022 R4 | 2023 R5 | 2024 R6 | 2025 R7 | 2026 R8 | 2027 R9 | 2028 R10 | 2029 R11 | 2030 R12 | 2031 R13 | 2032 R14 | 2033 R15 | 2034 R16 | 2035 R17 | 2036 R18 | 2037 R19 | 2038 R20 | 2039 R21 | | |
|--------|----------|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|----------------------|--|
| 総務課 | 庁舎等 | | | | | | | | | 市役所建替え | | | | | | | | | | | | | |
| 防災安全課 | 消防施設 | | | | | | | | | 基本構想 | | | | | | | | | | 第一分団中規模 実施設計 | | | |
| ごみ減量課 | 廃棄物処理施設 | | | | | | | | | 環境C大規模改修 実施設計 | 環境C大規模改修 工事 | | | | | | | | | | | | |
| まちの振興課 | 地域集会所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域福祉館 | 青柳福祉センター外壁改修 工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域防災センター | 中平防災センター外壁改修 調査・設計 | 工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市民プラザ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 駅前市民プラザ中規模修繕 実施設計 | |
| 図書館 | 中央図書館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館 | 公民館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習課 | 郷土文化館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本道家住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市民総合体育館 | 音響設備改修 工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課 | 学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

